

文教委員会会議記録

文教委員会委員長 柳村 一

1 日時

令和2年12月4日(金)

午前10時0分開会、午後5時30分散会

(休憩：午前11時56分～午後1時、午後2時56分～午後3時11分、

午後5時28分～午後5時29分)

2 場所

第3委員会室

3 出席委員

柳村一委員長、千葉盛副委員長、伊藤勢至委員、千葉秀幸委員、城内よしひこ委員、高橋穂至委員、千葉絢子委員、斉藤信委員、小西和子委員、上原康樹委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

鈴木担当書記、千葉担当書記、鈴木併任書記、中川併任書記

6 説明のために出席した者

(1) 文化スポーツ部

石川文化スポーツ部長、佐藤副部長兼文化スポーツ企画室長、
木村オリンピック・パラリンピック推進室長、中村文化スポーツ企画室企画課長、
岡部文化振興課総括課長、佐藤文化振興課世界遺産課長、
山本スポーツ振興課総括課長、
高松特命参事兼オリンピック・パラリンピック推進室連携調整課長、
松崎オリンピック・パラリンピック推進室事業運営課長

(2) 教育委員会

佐藤教育長、佐藤教育局長兼教育企画室長、梅津教育次長、
山村参事兼教職員課総括課長、渡辺教育企画室教育企画推進監、
千葉教育企画室予算財務課長、新田教育企画室学校施設課長、
木村学校調整課首席指導主事兼総括課長、
泉澤学校調整課首席指導主事兼生徒指導課長、
中川学校教育課総括課長、小野寺学校教育課首席指導主事兼義務教育課長、
須川学校教育課首席指導主事兼高校教育課長、
清川保健体育課首席指導主事兼総括課長、

藤原生涯学習文化財課首席社会教育主事兼総括課長

(3) ふるさと振興部

箱石副部長兼ふるさと振興企画室長、中里学事振興課総括課長

7 一般傍聴者

4人

8 会議に付した事件

(1) 文化スポーツ部関係審査

(議案)

ア 議案第1号 令和2年度岩手県一般会計補正予算(第6号)

第3条第3表中

1 追加中 2

イ 議案第20号 岩手県勤労身体障がい者体育館の指定管理者を指定することに関して議決を求めることについて

(2) 教育委員会関係審査

(議案)

ア 議案第1号 令和2年度岩手県一般会計補正予算(第6号)

第1条第2項第1表中

歳出 第10款 教育費

第1項 教育総務費

第2条第2表中

第10款 教育費

第3条第3表中

1 追加中 5～8

イ 議案第21号 岩手県立県南青少年の家の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて

ウ 議案第22号 岩手県立陸中海岸青少年の家の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて

エ 議案第23号 岩手県立県北青少年の家の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて

オ 議案第13号 損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて

(3) ふるさと振興部関係審査

(議案)

議案第1号 令和2年度岩手県一般会計補正予算(第6号)

第1条第2項第1表中

歳出 第10款 教育費

第9項 私立学校費

(請願陳情)

ア 受理番号第28号 私学助成の充実強化等に関する請願

イ 受理番号第29号 私学助成を拡充させ、教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願

(4) その他

ア 次回の委員会運営について

イ 委員会調査について

9 議事の内容

○柳村一委員長 ただいまから文教委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしております日程により会議を行います。なお、本日の日程は、審査の都合上、議案の審査の順番を変更しておりますので、あらかじめ御了承願います。

初めに、文化スポーツ部関係の議案の審査を行います。議案第1号令和2年度岩手県一般会計補正予算(第6号)第3条第3表債務負担行為中、1追加中2及び議案第20号岩手県勤労身体障がい者体育館の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、以上2件は関連がありますので一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐藤副部長兼文化スポーツ企画室長 議案第1号令和2年度岩手県一般会計補正予算(第6号)について御説明申し上げます。なお、議案第20号岩手県勤労身体障がい者体育館の指定管理者指定関連議案につきましては、私の説明に引き続き、後ほど担当の山本スポーツ振興課総括課長から御説明申し上げます。

初めに、債務負担行為について御説明申し上げます。議案(その1)の7ページをお開き願います。第3表債務負担行為補正の追加の表中、当部関係は上から2段目の2、指定管理者による勤労身体障がい者体育館管理運営業務でございます。これにつきましては、期間を令和2年度から令和7年度までとし、限度額を1億2,000万円に設定しようとするものでございます。

補正予算関係の説明は以上でございます。引き続き岩手県勤労身体障がい者体育館の指定管理者指定関連議案について御説明いたします。

○山本スポーツ振興課総括課長 続きまして、岩手県勤労身体障がい者体育館の指定管理者指定関連議案につきまして御説明いたします。

議案(その2)の27ページの議案第20号でございます。なお、説明につきましては、便宜、お手元に配付しております岩手県勤労身体障がい者体育館の指定管理者指定関連議案についてにより説明いたします。

まず、1の提案の趣旨についてでございますが、現在の指定期間が令和3年3月31日をもって満了することから、指定管理者の指定、債務負担行為の設定につきまして議会の議

決を求めるものでございます。

次に、2の指定管理者候補者の選定の経緯でございます。選定委員会の概要についてでございますが、委員5名で構成いたします岩手県営スポーツ施設指定管理者選定委員会を設置いたしまして選定を行っております。選定委員は、表のとおり、学識経験者、障がい者スポーツ分野、行政分野、経済分野、財務分野の方々を委嘱しております。選定委員会は8月4日、9月23日の2回開催しております。

(2)の募集の概要についてでございますが、募集要項を8月7日から配付いたしまして、申請書は9月8日まで受け付けております。この間、岩手県ホームページへの掲載により周知を図っております。

(3)の申請団体数についてでございますが、1団体でございました。

(4)の選定方法につきましては、選定委員会におきまして書類審査及び面接審査を行っており、(5)の審査につきましては、選定委員会において、県民の平等な利用の確保、設置目的を効果的かつ効率的に達成、管理を適正かつ確実に実施する能力の観点などから、採点基準に基づき、委員ごとに採点し審査した結果、公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団が指定管理者の候補者として選定されました。

指定期間につきましては、3の(3)のとおり、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間としようとするものでございます。

4の債務負担行為限度額につきましては、記載のとおりでございます。

以上で岩手県勤労身体障がい者体育館の指定管理者指定関連議案の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○柳村一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 事前にいただいた文教委員会資料について、申請書の中身についてお聞きをいたします。

主な業務分担の記載があり、配置場所及び時間帯の表で、事務職員が3人、スポーツ指導員が1人、勤務時間はどちらも週38時間45分であることから、常勤の仕事になると思います。それで、19ページを見ますと、職員配置計画書がありまして、正職員は館長1人。あとは正職員以外で、非正規雇用職員になると思いますが、正規雇用職員が1人で非正規雇用職員が3人。私、この比率では、非正規雇用職員が多過ぎるのではないかと思います。3人の非正規雇用職員の中で、スポーツスタッフは日給です。この1人だけなぜ日給なのか、まずそのことをお尋ねいたします。

○山本スポーツ振興課総括課長 スポーツスタッフがなぜ日給かでございますが、岩手県スポーツ振興事業団の就業規程によりまして、期限付臨時職員については、常勤の契約職員と期限付の雇用職員に分かれております。このうち常勤契約職員につきましては、欄の上のほう、主任主事、それから主事兼スポーツ指導員が該当いたしまして、期限付雇用職員についてはスポーツスタッフとなっております。その上で、就業規程におきまして、期限付雇用職員につきましては日額支給の規定になっております。

○**斉藤信委員** 4名の職員のうち正規雇用職員は1人だけ、このことも私は聞いたのです。非正規雇用職員が3人で、その中で1人はなぜ日給なのかと。非正規雇用職員は不安定雇用ですから、県の事業で不安定雇用をふやしていいのかと、これが私が一番指摘したい問題なのです。勤務時間は同じで、勤務日数は、スポーツスタッフが259日で、一番働いているのです。一番働いている、日数の多い人が日給なのは、労働実態からいっておかしいのではないかと思います。その点はいかがですか。

○**山本スポーツ振興課総括課長** 正規雇用職員、それから非正規雇用職員の関係でございますけれども、施設では効率的な運営を図りながら利用者サービスの向上をするために、正規雇用職員と非正規雇用職員を組み合わせながら対応しておりまして、通常の業務に加えまして管理責任を負う業務に携わる館長は正規雇用職員といたしまして、それ以外を非正規雇用職員としております。

また、スポーツスタッフだけ所定労働日数が多い理由でございますけれども、所定労働日数について、館長、主任主事、それから主事兼スポーツ指導員につきましては、365日から年間の土日の日数、それから年間の祝日の日数などを引いて算出しています。また、スポーツスタッフにつきましては、365日から年間の土日の日数を差し引いておりますが、祝日分等につきましては、実際は有給での休日としておりまして、結果として実際の勤務日数は月額支給職員とほぼ同じとなっております。

○**斉藤信委員** 指定管理者制度の一番の問題は、結局非正規雇用職員をふやしてしまうことです。私は昨日の本会議の質疑でもそのことを取り上げました。総務部長からは、それでも、今度の指定管理については、賃金を県の契約に関する条例に基づいて引き上げたという話がありました。来年度からの新しい契約では賃金水準は引き上げられたのですか。

○**山本スポーツ振興課総括課長** 来年度の予算におきまして、非正規雇用職員の賃金につきましては、会計年度任用職員の基準で積算しております。

○**斉藤信委員** 引き上げているのだったら引き上げられたと、もっとリアリズムで、わかるように教えてください。

○**山本スポーツ振興課総括課長** 引き上げております。

○**斉藤信委員** だったら、時給で幾ら引き上げたのですか。

○**山本スポーツ振興課総括課長** 賃金水準についてでございますけれども、今年度の見込みと来年度以降に係る必要額を比較しますと、現行の非正規雇用職員3名分につきましては、平均で現在の228万8,000円から、来年度、今回は299万9,000円で提案されております。非正規雇用職員につきましては213万3,000円増の見込みとなっております。

○**斉藤信委員** 228万8,000円から239万9,000円。

○**山本スポーツ振興課総括課長** 299万9,000円でございます。

○**斉藤信委員** 299万9,000円、わかりました。これは会計年度任用職員並みのことから、夏、冬の一時金ももちろん含まれて、今のような引き上げになっていると理解していいのですか。

○山本スポーツ振興課総括課長 期末手当等を含んだ金額になっております。

○斉藤信委員 それで、賃金総額と対象外諸手当と書いてあるので、この中身をお知らせください。この対象外諸手当とは何でしょうか。

○山本スポーツ振興課総括課長 期末手当、通勤手当、それから超過勤務手当などになります。

○斉藤信委員 それで、主任主事が 289 万 9,000 円で、非正規雇用職員の中でも一番低いものだけでも、勤務実態はあまり変わらないのにこれはなぜですか。

○山本スポーツ振興課総括課長 賃金そのものは主事兼スポーツ指導員と一緒にございますけれども、対象外諸手当について、主事兼スポーツ指導員の方は花巻市から通われているため通勤手当が多く、その分が高くなっております。

○斉藤信委員 収支計画書に人件費とあって、その下に一般管理費があります。一般管理費の欄に臨時職員の賃金が明記されているのですが、このあと教育委員会から議案が出されますが、岩手県スポーツ振興事業団が指定管理している三つの施設では、臨時職員の賃金も人件費に入れているのです。何で岩手県勤労身体障がい者体育館だけ、正規雇用職員の給与だけを人件費に組んで、臨時職員の賃金は一般管理費にしているのですか。

○山本スポーツ振興課総括課長 申しわけありません、この分類については承知しておりません。

○斉藤信委員 今回教育委員会から三つ議案がかかっていて、四つとも指定管理者が岩手県スポーツ振興事業団なのです。教育委員会所管の分は、どの施設も、人件費の中に臨時職員の賃金も書かれているのです。何で岩手県勤労身体障がい者体育館の施設だけがこのようになっているのか、本来、臨時職員の分も含めて人件費になるのではないかと。請負とか委託となれば一般管理費になりますけれども、私はちょっと違うのではないかと思います。

それで、今回は指定期間を 5 年間にするわけです。そして、この間、岩手県スポーツ振興事業団が、いいか悪いかは別にして、ずっと管理をしている中において、職員が非正規雇用職員のままで置かれることは、やはり問題なのではないかと思います。非正規雇用職員の年齢、年代はどうなっていますか。

○山本スポーツ振興課総括課長 主任主事の方は 60 代となっております。それから、主事兼スポーツ指導員は 50 代でございます。スポーツスタッフについては 20 代でございます。

○斉藤信委員 60 代の方は、恐らく退職した後、再雇用職員とかの形で継続雇用があり得ると思うのですけれども、50 代、20 代が有期雇用職員でいいのか。今回、指定期間が 5 年間になるわけですから。指定期間を延長するのは雇用の安定性を考えての配慮だと思うので、やっぱり正規雇用職員が 1 人で、あとはみんな非正規雇用職員であって、20 代、50 代が有期雇用職員なのは県が締結する契約に関する条例、いわゆる公契約条例の精神からいっておかしい。県の事業で、官製ワーキングプアをつくるべきではない。これは部長にお聞きしましょう。

○石川文化スポーツ部長 非正規雇用職員の方を3名とすることについては、岩手県スポーツ振興事業団から提案された中身につきまして、審査の上、提案させていただいたものですので、このような形になったと思うのですが、いずれこの岩手県勤労身体障がい者体育館の非正規雇用職員3名の方は、皆さん、障がい者スポーツ指導員の資格をしっかりと取って、障がい者スポーツの振興に一生懸命取り組んでいらっしゃる方ですので、その方々のモチベーションをしっかりと保つように取り組んでまいりたいと思います。

○斉藤信委員 今回は会計年度任用職員並みに非正規雇用職員も待遇が改善されることは評価をしたい。ただ、非正規雇用職員と正規雇用職員の割合が1対3ですから、やはり県の事業でこのようなことにならないように。だから、私は、5年とか3年とか期限をつけて指定するこの指定管理者制度について、施行されてからもう十数年たって、検証すべき時期に来ているのだと思います。

それで、最後ですけれども、実際の利用状況の問題で、この施設、岩手県勤労身体障がい者体育館は、障がい者スポーツを支える、推進する点で大変重要な施設だと思います。当然一般の方々も利用できる。資料の中身を読みましたら、身体障がい者も含めて高齢化していて、障がい者の利用が減ってきているとありました。私は、やはり障がい者の方が誰でもスポーツを楽しむことができる、そういう視点での新たな工夫、努力が必要なのではないかと思いますが、障がい者のスポーツ参加をどのように推進しようとしているか。

あともう一つ、26ページで、トレーニングルームの稼働率が59.5%、フロアの稼働率は80.8%で、フロアが結構使われている。ところが、トレーニングルームは59.5%で、トレーニングルームのことを知ってもらったら、一般の方も含めて、もっと活用されるのではないかと思いますので、その点での活用の改善はどのように行われるのか、これを最後に聞いて終わります。

○山本スポーツ振興課総括課長 現状におきましては、岩手県勤労身体障がい者体育館の利用率は高い状況でございます。比較的利用が少ないのは夕方の時刻で、また今お話がございましたトレーニングルームも、利用率が若干低いものですから、利用率を上げていきたいと考えております。トレーニングルームでは、ダンス練習とか、卓球とか、そういった小規模なスペースで行うものを実施しております。障がい者団体等にも広くその利用を勧めまして、利用率を上げていきたいと考えております。

○柳村一委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

○斉藤信委員 今、質疑をしましたので、その中身については触れませんが、正規雇用職員が1人で、非正規雇用職員が3人の職員配置は問題があると指摘しておきます。同時に、会計年度任用職員並みに非正規雇用職員も若干の待遇改善が図られたことを評価して、問題はあっても、この議案には賛成をします。

○柳村一委員長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 ほかになければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって文化スポーツ部関係の議案の審査を終わります。

この際、執行部から盛岡南公園野球場（仮称）整備事業について発言を求められておりますので、これを許します。なお、十分な質疑時間を確保するため、執行部からの報告の後に質疑を行い、その後委員からのこの際発言といたします。

それでは、盛岡南公園野球場（仮称）整備事業について発言を許します。

○山本スポーツ振興課総括課長 盛岡市と共同で整備を進めております、仮称ではありますが、盛岡南公園野球場の整備事業につきまして、基本設計がまとまりましたので、その概要についてお知らせいたします。

まず1ページ目、左側の全体平面図をごらん願います。真ん中に野球場、右側に屋内練習場、その下側にキッズスタジアムを配置いたしました。野球場と屋内練習場は連絡ブリッジでつながっております。

施設概要でございますが、野球場につきましては鉄骨づくり3階建て、フィールドは両翼100メートル、中堅122メートルで、観客席は2万席、トイレは180基となります。屋内練習場につきましては鉄骨づくり2階建て、フィールドは50メートル四方の広さとなります。そのほか、キッズスタジアムや1,040台収容可能な駐車場を備えます。

設計概要の全体といたしましては、プロ野球一軍公式戦が開催できる高規格な野球場と屋内練習場の一体的な整備、ランニングや散策などに利用できるよう、スタジアム2階通路から野球場を周回できる園路の整備、岩手山などを眺望できるテラスの整備などによりまして、野球はもとより野球以外でも多くの方々が楽しめるボールパークを目指してまいります。

1枚おめくりいただきまして、2ページ目をごらん願います。左側の野球場の平面図をごらん願います。1階のブルペンには1塁側、3塁側とも3レーンとするほか、ストレッチやキャッチボールが可能なエリアなどを設置いたします。また、1階から3階までの各フロアに車いす用観客席を設けます。全体で100席とする計画ですが、これは東北地方の野球場の中では最多となります。2階には物販施設も設けられます。野球場には照明塔を備えるほか、右の図にありますとおり、スコアボードは全面フルカラーの大型映像装置といたしまして、リプレイなどの映像を再生できるようにいたします。また、人工芝は、プロ野球一軍本拠地でもあります明治神宮野球場と同規格のものを使用することとしておりま

す。

1枚おめくりいただきまして、3ページ目をごらん願います。左半分は屋内練習場の1階と2階の平面図になります。屋内練習場は、野球の内野練習ができるほか、フットサル競技の会場としまして2面確保できる広さとなります。また、1階にトレーニングルームやカフェスペースを置きまして、1階、2階それぞれにランニングコース兼見学スペースが設けられます。なお、この屋内練習場は、災害時には一時避難所や支援物資の集積場所として活用することを想定しております。

1枚おめくりいただきまして、4ページ目は全体のイメージ図となります。

最後に、今後の予定でございますけれども、本野球場は今年度中に実施設計を行いまして、令和3年度及び4年度に建設工事、令和5年度に供用開始することとしております。以上で説明を終わります。

○柳村一委員長 ただいまの御報告に対する質疑はありませんか。

○千葉盛委員 この野球場の基本設計ですけれども、県議会でもさまざまな意見等があったと思いますが、どのようなところに反映されているのか、また特に県産材はどの程度活用されているのかをお伺いいたします。

○山本スポーツ振興課総括課長 県議会からこれまでいろいろな御意見が寄せられております。その反映状況としましては、プロ野球公式一軍戦の開催が可能なフィールドに人工芝を採用することや、観客席なども高規格な野球場とすることです。それから、ドーム型を期待するとのお話がございましたけれども、この点につきましては屋内練習場を設置するものです。それから、スポーツ健康科学センターの機能を併設してはどうかとの話がございましたけれども、スポーツ健康面では屋内練習場内にトレーニングルームを設置いたしまして、多様なトレーニング機器を設置いたしました。それから、スポーツチームの地域振興の舞台とするような提案がございまして、それにつきましては、今後プロ野球公式一軍戦の開催を誘致するとか、あるいはコンサート、あるいはグルメイベントなどの大規模イベントの誘致等にも努めていきたいと考えております。

それから、地元産の県産材の活用でございますけれども、今回の提案ではキッズスタジアムは木をふんだんに使った施設にしたいとの話をしております。それから、野球場内には、本県の野球で活躍した選手、あるいは歴史を紹介するような顕彰スペースを設ける予定にしております。その中でも県産材等を使っていくようにと考えております。なお、詳細につきましては、今後行います実施設計におきまして決めていくことにしております。

○千葉盛委員 これから実施計画を作成すると思うのですが、せっかく新しい野球場をつくったのにそれほど利用されないとなつては意味がありませんので、これから整備していくに当たって、例えばプロ野球の球団とか、本県ではプロ野球選手もかなり輩出されていますので、そういったところの意見をどのように反映させていくのか、相談や連携体制ができているのかをお伺いしたいと思います。

○山本スポーツ振興課総括課長 本野球場におけるプロ野球の誘致でございますが、事業

者からも、1球団だけではなくて複数の球団に年間来ていただいて、試合を行いたいとの提案が来ております。今後事業者と盛岡市、それから県が一体となって、誘致活動等に努めていきたいと考えております。

○千葉盛委員 しっかり連携してほしいと思います。また、ボールパークとうたわれていて、大リーグなどのようにエンターテインメント性が求められていると思うのですが、これを見る限り、私のイメージとこの野球場では差があり過ぎます。どのようなところでそれがあらわれているのか。例えば楽天生命パーク宮城はかなり人気のある野球場になっていますけれども、どのようにボールパークのイメージができているのか、またどのようなところと相談しているのか、お伺いいたします。

○山本スポーツ振興課総括課長 ボールパークでございますが、もともとは野球場を意味するもので、近年日本では食やイベントなど野球以外の娯楽も提供する、そういった空間を指すようになってきております。現在進めている新野球場でございますけれども、こうした要素を取り入れまして、野球場の外野席から、スタジアム2階通路を周回できるランニングコースの利用などで、試合のない日も野球場で時間を過ごすような、県民に愛され親しまれる野球場として整備しようとしております。また、イベント広場を中心に、子供たちがボールに触れ合うキッズスタジアムなどを配置いたしまして、野球以外の楽しみも追求できる空間を目指しております。

○千葉盛委員 しっかりつくっていただきたいのですが、恐らく今後なかなかこういった岩手県のメインとなる野球場はつくられないのだろーと思いますし、盛岡市だけではなくて、岩手県も共同でつくっているわけですから、岩手県全体の野球場だと思えます。つくるからには、野球をする子供たちがふえていくというか、これから野球にかかわっていく、野球に興味を持っていく人たちがふえていくような野球場にしていかなければいけないと思います。行政だけではなくて、もっと民間の力、先ほども言いましたけれども、東北地方には楽天野球団がありますし、そして岩手県からも、そういったプロ野球選手を含め、大リーガー等も輩出されているわけですから、さまざまな情報収集や連携ができると思います。県としてもさまざまな知恵を出し合って、つくって終わりではなくて、これからもさま変わりしていけるようなすばらしい野球場になってほしいと思います。

最後に、駐車場の話なのですが、今でもサッカーの試合などがあると、あの辺はとて混雑して、さまざまな場所に駐車する人たちがあふれています。その辺をどう考えられているのかと、近くにJR岩手飯岡駅がありますけれども、そうした公共交通を活用した動線などの確保はどのように考えられているのか伺います。

○山本スポーツ振興課総括課長 プロ野球などの大きな試合の際には、交通渋滞が懸念されております。そのため、盛岡駅や臨時駐車場から運行するシャトルバス、それから鉄道、バスなどの公共交通機関を利用して来場いただくよう、盛岡市とともに周知を徹底していきたいと思っております。また、駐車場からの動線が一方通行にならないように、盛岡市で市道を新しく整備する予定にしております、入るところと出るところをそれぞれ一方

通行で通れるような取り組みをいたしまして、渋滞対策を講じてまいりたいと思っております。

○千葉盛委員 もう一つだけ質問します。災害発生時に一時避難所や支援物資の集積場所となっているのですけれども、それは例えば人数など、どのような想定をされていて、それから普段からの備蓄を考えられているのか、お伺いして終わりたいと思います。

○山本スポーツ振興課総括課長 屋内練習場につきましては、先ほど御説明したように、大規模災害発生時には、状況に応じて機能転換することとし、例えばイベント来場者の帰宅困難者の一時避難所として機能させることにしております。現在新型コロナウイルス感染症の関係でいろいろと気をつけなくてはいけないところで、例えばソーシャルディスタンスを確保した場合で、約 160 世帯の受け入れを可能にしております。

備蓄の関係でございますけれども、備蓄内容につきましては、どのようにするかを盛岡市と現在協議しております。

○千葉秀幸委員 私も千葉盛委員と重複するところが多少あるのですが、まずもって、今さらではありますけれども、今回の盛岡南公園野球場（仮称）の整備に至った経過、それからどんな野球場になることを思い描いて今まで事業が進んできたのかについてお示しをお願いいたします。

○山本スポーツ振興課総括課長 盛岡南公園野球場（仮称）でございますけれども、県営野球場、それから盛岡市営野球場ともに老朽化しており、一緒に高規格な野球場を整備しましょうと盛岡市から県に申し入れがございまして、今回の整備に至ったものです。

○千葉秀幸委員 何を言いたいのかと申しますと、先ほど千葉盛委員への答弁にもあったのですが、この盛岡南公園野球場（仮称）を見る限り、なかなか岩手県の魅力を感じないというか、どこにでもある市民球場の立派なものという雰囲気しか伝わってこないわけです。先ほどキッズスタジアムに県産材を使うというお話もありましたけれども、メインの野球場にも、もっと岩手県の魅力や伝えていきたいものをどんどん活用してほしいと思います。お隣の秋田県には、こまちスタジアムがありますが、大館樹海ドームもあって、秋田杉をふだんに使っています。ぜひそういったものを参考にしながら魅力づくりに努めていただきたいと思います。と思っております。

それからあと、野球以外にも屋内練習場でフットサルができるよう整備したとおっしゃっていましたが、ふだん、なかなかグラウンドに入る機会が少ない人たちにも、このグラウンドからの眺めを体感してもらうこともすごく大事だと思いますので、野球選手以外にも、例えば、せっかく人工芝なのでゲートボールに使ったりとか、多くの方に利用してもらうような対応をしていただきたいと思います。と思っておりますが、屋内練習場以外に、メイン球場の有効利用も考えていますでしょうか。

○山本スポーツ振興課総括課長 屋内練習場でございますけれども、試合がある日などには、内野手の練習場として使いますし、今お話がありますように、そういった野球の公式戦等がない日は、誰でも自由に使えるようにしていくつもりでおります。したがって、

お話がありましたように、ゲートボールなどいろいろなスポーツで、高齢者等が活用できるようにと考えております。

○千葉秀幸委員 今ふと思い出したのですが、ことしの夏くらいだったでしょうか、大リーガーの菊池雄星選手がアドバイザーに就任したと報道されていましたが、その後になかなか新聞報道もなく、菊池雄星選手のアドバイスが実際にどこに反映されたのかをお聞きしたいと思います。

○山本スポーツ振興課総括課長 お話がありましたように、菊池雄星選手から盛岡市にさまざまな御提案があったと承知しております。今回の提案を踏まえた実現状況でございますけれども、菊池雄星選手から他球団との差別化をすべきではないかとのお話がございまして、それにつきましては野球場内を周回できる回遊性の高いコンコースを設置いたしました。また、同じく岩手山や南昌山を眺望できるテラスを整備しております。

それから、菊池雄星選手からは、岩手県の誇りやすばらしさが伝わるような設備にすべきではないかと話がございました。これにつきましては、岩手県の野球関係者を顕彰するスペースを整備することにしております。

また、熱中症対策としまして、球児たちを守るような設備にすべきではないかという話もございました。これにつきましては、ポータブル式のドライミスト等の設置を考えております。

○千葉秀幸委員 アドバイザーの菊池雄星選手の思いがメイン球場にはあまり反映されていないことは少し残念です。いずれ多額の資金を用いていることから、魅力ある野球場をつくらせていただきたいと思います。基本的には県も予算を出しているので、盛岡市に任せっきりでやるのではなく、ぜひ牽引するような、どんどん意見を伝えていって、皆さんに愛される野球場になることを御期待いたします。

○千葉絢子委員 私から2点お伺いしたいと思います。

まず、屋内練習場についてですけれども、先ほど2人の委員からもいろいろ質問がありました。利用者の想定としては野球をやる方と思っていますが、例えばそれが強豪校とか社会人とか、そういうお金を持っている団体が優先されないよう、平等性にも配慮したほうがいいと思っています。どうしても利便性を考えると盛岡地域の利用者が多くなるのではないかと思いますけれども、そういった公平性についてどのように考えていらっしゃるのか。

あともう一点です。年間の維持費を、以前お聞きしたときには1億5,000万円で、半分ずつ盛岡市と県が出すとのお話でしたけれども、これから着工していくに当たって、維持費の見通しは変わらないのか。今後の施設運営の考え方をお伺いしたいと思います。

○山本スポーツ振興課総括課長 屋内練習場でございますけれども、この施設につきましては野球関係者だけが使う施設ではございません。誰でも公平に使える施設とする予定でございます。

また、ランニングコストでございますけれども、実際に維持管理していく令和5年度か

ら令和 19 年度までの 15 年間に、約 26 億 7,800 万円の運営費がかかる予定であります。したがってランニングコストで言いますと、令和 5 年度から毎年約 1 億 7,800 円を予定しております。なお、この費用につきましては県と盛岡市で折半することにしておりますので、県の負担額につきましては、毎年約 8,900 万円を見込んでおります。

○**斉藤信委員** 今ランニングコストの話がありました。年間 1 億 7,800 万円で、折半すると、県分は 8,900 万円。今の県営球場のランニングコストはどうなっているのか、そことの比較で示していただきたい。

改めて確認しますが、整備手法はどうなっているのか。基本設計の段階で整備事業費は変わっていないのか。まずこのことをお聞きします。

○**山本スポーツ振興課総括課長** 野球場の整備手法は P F I 方式を用いておりまして、今回は清水建設グループが建設を請け負うことになっております。建設費用でございますけれども、約 82 億円ほどで、今年度初めに盛岡市と請負事業者との間で契約しております。

それから、現在の県営野球場でございますけれども、県からは 5,680 万円で指定管理をお願いしております。

○**斉藤信委員** そうすると、今の県営野球場が古くなったこともあるかもしれませんが、5,680 万円、盛岡市と一体でつくる野球場は 1 億 7,800 万円で、県の負担分はその半額だとしても 8,900 万円、3,200 万円余、ランニングコストが高くなる。盛岡市と県が一緒になって一つものをつくって 2 分の 1 負担になるのだったら、もっとランニングコストが下がって当然ではないかと思うのです。盛岡市と県が 2 カ所の野球場を一つにするわけですから、それでかえって経費がかかる、ランニングコストが高くなるのが私には合点がいかないのですけれども、この点はどうなのですか。当初からそのような発想だったのですか。

○**山本スポーツ振興課総括課長** ランニングコストにつきましては、当初から県と盛岡市で折半することを考えておりまして、その場合の額については想定しておりました。今回、今の県営野球場と比べてコストがふえたという要因としましては、野球場の管理のほかに屋内練習場もありまして、その分の費用がふえております。

○**斉藤信委員** 一番心配するのは、その使用料なのです。今まで県営野球場を使っていた草野球をする方々は盛岡市営野球場——私は盛岡市営野球場の近くに住んでいるのですけれども——古いけれども本当によく使われているのです。だから、恐らくそういう方々は、盛岡市営野球場がなくなって、高い使用料を課せられたら大変なことになると思いますけれども、使用料の算定は、今の段階で県営野球場及び盛岡市営野球場と比較するとどうなりますか。

○**山本スポーツ振興課総括課長** 使用料につきましては、県営、盛岡市営、両方のニーズを持つ野球場になりますので、今後盛岡市と協議して決めていくとのことで、現段階では案をお示しすることはできません。

○**斉藤信委員** 今回の整備は、二つの野球場を廃止することが前提になっているのです。令和 5 年から本格的に利用できるということですから、現在の県営野球場は現段階で、跡地

利用をどのように検討されているのですか。

○山本スポーツ振興課総括課長 新野球場の整備に当たり、現在の県営野球場につきましては、新野球場が整備されてから5年以内に現野球場を廃止することが条件になっております。その後の跡地利用についても、県として今後考えていかなくてはならないと考えていますが、まだそこまで検討している段階ではございません。

○斉藤信委員 狭くて老朽化しているといっても、かなりの敷地であり、施設ですから、それは同時並行して、今の施設をどうするのかを一体で考えないと片手落ちだと思います。その点、検討が全く始まっていないのか、今後の検討のスケジュール、見込みを示してください。

○山本スポーツ振興課総括課長 跡地利用につきましては、現在関係部局などと協議はしておりますけれども、令和5年度から新しい野球場ができますので、今後早めにこの跡地利用につきまして検討を進めていきたいと思っております。

○斉藤信委員 これで最後にしますが、2人の委員も言いましたけれども、基本設計まで来て、これから実施設計になりますが、今から実施設計は発注するのですか。それとももう発注されているのですか。繰り越しになるのですか。年度内に実施設計はできるのか、もう発注されているのか、もう決まっているのですか。

○山本スポーツ振興課総括課長 はい。

○斉藤信委員 これは、いつ発注したのですか。

○山本スポーツ振興課総括課長 実施設計と基本設計につきましては、昨年度の段階で決められております。

○斉藤信委員 昨年度の段階で、基本設計と実施設計はセットでやられているのですか。

○山本スポーツ振興課総括課長 はい。

○斉藤信委員 それはPFI方式だからですか。

○山本スポーツ振興課総括課長 はい。

○斉藤信委員 設計も整備も一体でやられているのですか。

○山本スポーツ振興課総括課長 はい。

○斉藤信委員 なるほど。なかなかこれはチェックが難しい手法ですね。いずれにしても意見がありますけれども、これだけのものをつくるのであれば、やはり岩手県らしさが出るようなものにしてほしいと思います。やっと基本設計が我々に説明された段階ですが、もう既に実施設計されていて、年度内にできるとのことですから、県民の声がそこに反映されるようお願いをして質問を終わります。

○上原康樹委員 私からは二つありまして、1点目がバリアフリーの対策がどこまで作り込まれているのかについてです。野球場は、皆さん御承知のとおり、上り下りが結構厳しいのです。体の不自由な方がスムーズに移動できるか、トイレも含めまして、そういうところを御説明いただきたい。

もう一つ、野球場といいますと、テレビ局、ラジオ局が頻繁に出入りいたします。放送

席が必ず設置されることになります。元野球実況者の立場からしますと、これは放送局の技術関係の人たちにとっては非常に頭を悩ませるところで、毎年毎年、テントを設置するわけです。非常に環境が悪かったのを覚えております。少しでも屋根がある放送席があればいいと思っておりました。今からでも遅くないと思います。各放送局の担当窓口と相談して、要望を募れば山ほどリクエストが出てくると思いますけれども、ぜひそういうところも御配慮いただければと思います。この2点、よろしくお願いします。

○山本スポーツ振興課総括課長 バリアフリー対策でございますけれども、車椅子用の駐車場を野球場の正面付近に40台を確保しております。また、多目的トイレ、エレベーターを集約しまして、移動距離を短くし、段差を気にせず安心して観戦できるような配慮をしております。また、先ほど申し上げましたけれども、障がい者用観客席、これを合計100席設けます。これは東北地方最多でございます。そういった形で、障がい者にも楽しんでもいただけるよう対応してまいります。

それから、今お話がありましたテレビ局、ラジオ局の放送席の話でございますけれども、市と事業者、放送局と随時話をしております。実際放送席につきましては屋根があるところに設置することにしております。引き続き放送関係者にも配慮した施設とするよう取り組んでまいります。

○城内よしひこ委員 現野球場の廃止の話が出ましたけれども、県営野球場は廃止とともに解体するのか、そういう計画がもうあるのか、確認したいと思います。

○山本スポーツ振興課総括課長 現野球場につきましては、廃止は5年以内にと決まっております。その跡地につきましては、委員がおっしゃられたように解体するのか、あるいはそのままほかの用途に使うのか、そういったことにつきましてもあわせて検討してまいります。

○城内よしひこ委員 すぐ令和3年を迎えるので、もう同時並行で考えていなければならないし、もし更地にするのであれば、いろいろな使い道が出てくると思うのです。廃止とともに、すぐに跡地利用できるような体制をとっておかないと、県有財産の未利用地はたくさんありますので、また塩漬け地ができる可能性があるわけです。そういうことは避けるべきだと思うのです。新しいものと同時並行で進めなければならないと思うのですが、その辺は部長いかがですか。

○石川文化スポーツ部長 ただいま委員からお話がありましたとおり、今の県営野球場は、新しい野球場ができてから5年以内に用途廃止になります。御案内のとおり、今の県営野球場は非常に立地がいいところですので、いろいろ使い勝手がよいと考えています。これは県有財産ですので、関係部局ともしっかり調整しながら、早めに方針を示させていただきたいと思っております。

○城内よしひこ委員 5年間で考えるのではなくて、新しい野球場ができたらずぐ行動に移せるような段取りのよさをお願いして終わります。

○柳村一委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 なければ、委員の皆様から、この際何かありませんか。

○城内よしひこ委員 端的にお伺いしたいと思います。文化スポーツ部で所管している施設のトイレの洋式化について、本来であれば平成 28 年の国体の際に整備を進めるべきだったものも多々あったと思うのですが、今の子供たちはなかなか和式トイレを使えないので、あそこの施設は利用したくないという話が出てきます。老朽化が進む施設も含めて、施設を維持していく中であってトイレの洋式化は、随時、最小限、整備しなければならないものではないかと思いますが、その辺はどのようなになっているのかお伺いしたいと思います。

○山本スポーツ振興課総括課長 県営スポーツ施設のトイレ洋式化の現状でございますけれども、現在和式及び洋式トイレは、全体で 377 基で、うち洋式は 170 基設置されております。洋式化率は約 45%となっております。

トイレの洋式化に向けた今後の取り組みでございますけれども、平成 29 年度に県営武道館のトイレを 5 基、それから令和元年度には県営運動公園陸上競技場のトイレを 4 基洋式化しております。また、現在盛岡市と共同で整備を進めております盛岡南公園野球場（仮称）におきましては、全てのトイレを洋式としております。今後におきましても、指定管理者から施設の状況等を確認しながら、計画的にトイレの洋式化を進めてまいります。

○城内よしひこ委員 いずれ計画を立てて進めていってほしいし、全て今様のウォシュレットつきでなくてもいいと思いますので、前向きに検討してほしいと思います。

そして、あわせて、アフターコロナを見据えた中で、今後施設には W i - F i 環境の整備が必要ではないかと思っています。例えば今だと自動販売機メーカーでも整備出来たりするのですが、それではちょっと容量が足りないような話もあるので、そういうことも含めて今後計画的に施設に整備するべきではないかと思っていますが、その辺の考えはどうでしょうか。

○石川文化スポーツ部長 ただいま貴重な御提言をいただきました。W i - F i 環境の整備については非常に大事な課題だと考えております。コロナ禍への対応も含めまして、さきの臨時会におきまして、スポーツ関係のウェブ中継ができるような施設、装備について、補正予算措置させていただくことができました。これと W i - F i 環境は表裏の関係でございますので、そこら辺についても今後進めていきたいと考えております。

○斉藤信委員 私は二つお聞きをします。

一つは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による文化芸術団体への影響、また、実態調査の内容と、国、県の支援事業の執行状況をまずお聞きします。

○岡部文化振興課総括課長 初めに、文化芸術団体への新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響でございますけれども、10 月に県内 5 地域において、9 月臨時会で創設させていただきました文化芸術活動支援事業の説明会を開催した際に、文化芸術団体や市町村など現場の意見をお聞きしております。主な意見といたしましては、今般の県の補助事業は大変ありがたいという貴重な御意見をいただいたほか、コロナ禍におきまして集合して練

習することの自粛などがあり、小規模な団体等では活動に苦勞しているというお話をいただきました。

また、11 月には、一般社団法人岩手県芸術文化協会の加盟団体等に対しましてアンケート調査を行ったところです。その概要ですが、どのような影響があるかについては、多く影響があるが8割でございました。具体的な影響としましては、公演、展覧会の中止、延期が3割、会員、団員等の活動意欲の低下が約2割、稽古、練習等の自粛、これも約2割の団体から影響があると回答いただいております。国や県、市町村に対する要望としましては、会議室使用料への補助、支援が欲しいことと、あとはコロナ禍におきますウェブ配信、動画撮影等の補助、支援があればいいと御意見をいただいております。

次に、国支援事業の関係でございますけれども、国の支援事業につきまして、内容としてはチケット収入等を上げることを前提に、プロの実演家、技術スタッフ等や団体の活動の再開、継続の取り組みへの補助を行っておりますが、文化庁事業のホームページ情報では、全国で応募件数が5万4,236件、そのうち採択されているものが3万5,364件、これは11月27日現在でございます。文化庁の補助事業の本県の状況につきまして文化庁に照会いたしました、現時点では非公表とのことでございます。なお、国の支援事業の募集期間が9月30日までとされておりましたが、運用の見直しを図った上で、11月25日から12月11日までの期間、追加募集を行うこととされております。

続きまして、県支援事業の申請、支給状況でございます。一つ目の文化芸術活動支援事業、これは県内の文化芸術団体等の活動の継続、再開に要する補助対象経費の3分の2を補助する事業でございますけれども、これにつきましては、11月26日現在で舞台や演奏会など13件の申請がありまして、10件を採択、3件を審査中でございます。

二つ目の文化施設利用促進事業、これは県民会館及び県公会堂のホール及び附属設備の利用料金の半額を補助する事業でございますけれども、これは県民会館と県公会堂の使用について、合わせて34件の支援を11月26日現在で行っております。

予算額に対する執行状況でございますけれども、文化芸術活動支援事業については20.3%、文化施設利用促進事業については25%でございまして、引き続き両事業の利用を促しまして、文化芸術活動の支援に取り組むたいと考えております。

○齊藤信委員 引き続き、よく文化芸術団体の実態を把握して対応していただきたいとします。県の事業については積極的に活用されるように推進していただきたい。

次に、特に学校で発生した部活動の顧問によるパワハラ事件、11月16日の教育委員会では、盛岡市内の中学校の男性教諭が停職5カ月の大変厳しい処分が行われました。御承知のように、県立不来方高等学校の県立高等学校生徒の自死事案に係る第三者委員会の詳細な県立学校児童生徒の重大事案に関する調査報告書も出されて、スポーツ、特に部活動における顧問教師の暴言、そしてパワハラ、大変深刻な事態が明らかになったと思います。スポーツ活動を所管する文化スポーツ部として、こうした事件をどのように受けとめているか、まず部長にお聞きします。

○石川文化スポーツ部長 県では、7月の県立学校児童生徒の重大事案に関する調査委員会の報告書、これをしっかり重く受けとめております。いずれ指導者による選手に対する暴言、叱責、一方的で威圧的な言動、不適切な指導、これは個人の尊厳を損ない、基本的人権を侵害するものであって、いかなる場合も決して許されるものではないと考えております。部活動を含めたスポーツ指導時におきまして、選手が安心して競技に取り組める環境を整備するためには、プレーヤーズファーストの意識と具体的な行動が非常に大事だと考えております。選手を支える全ての関係者に対して一層浸透することが重要であると考えていまして、今後におきましても県教育委員会、教育団体等と連携して、コーチング、スポーツ医・科学に立脚したスポーツ指導を目標に、全力をもって取り組んでいきたいと考えております。

○斉藤信委員 この後の教育委員会の審査で、再発防止「岩手モデル」策定委員会の設置についての報告、説明があります。それはそれで議論しますが、その中にスポーツ・インテグリティの視点を踏まえて、部活動のあり方、部活動指導者に対する研修を進めるとあります。このスポーツ・インテグリティの確保については、2018年6月15日にスポーツ庁長官がメッセージを出しております。スポーツ・インテグリティとは、まさにスポーツ活動の高潔さ、誠実性、品位、これが完全な状態を意味し、とりわけスポーツの指導者に対して、研修が必要だと提起されております。スポーツ庁長官のメッセージでは、一つはアスリートや指導者に対する教育、研修の強化、これが第1点です。第2点は、アスリートの相談体制の充実、利活用の促進、この点についてはアスリートからの相談窓口等の整備や、スポーツ仲裁自動応諾条項の採択に努めると、こういうことも提起をされております。そして、三つ目には、問題事案に係る公正、迅速な調査と説明責任の履行。四つ目に、運動部活動の安全確保に向けた、これは大学の取り組みの充実という、この時点では大学になっていましたが、このスポーツ・インテグリティの確保、スポーツを所管する文化スポーツ部としてどのように今まで取り組んできたのか、これからどう取り組んでいくのか。とりわけ深刻な県内における二つの事件が発生したことを踏まえて、このことについてお聞きしたい。

○山本スポーツ振興課総括課長 県では7月の、先ほども申し上げました県立学校児童生徒の重大事案に関する調査委員会の報告を踏まえまして、公益財団法人岩手県体育協会とともに7月から9月にかけて、県内競技団体関係者との個別ミーティングを実施いたしました。その中で、加盟チームの指導者を対象といたしましたスポーツ現場での独自の研修会を開催するよう強く要請しております。また、9月25日には県内競技団体代表者、それから国体監督などを集めまして、部活動におけるパワーハラスメントについて執筆されておりますスポーツ、教育ジャーナリストの島沢優子さんを講師に招きまして、パワーハラスメントに係る研修会を実施しております。

またさらに、今月発行予定の県スポーツ指導者協議会会報におきまして、県内の日本スポーツ協会公認スポーツ指導者、約2,000人に対しまして、スポーツ・インテグリティの

確保について呼びかけることとしております。

県としましては、今後も県体育協会や競技団体などと連携いたしまして、スポーツ現場での暴力、暴言を排除し、コーチングやスポーツ医・科学に基づく指導の徹底を図ってまいります。

○斉藤信委員 二つの事件の調査報告書を見まして、やはり共通する問題は生徒の人権無視、人権侵害です。本来スポーツ活動、部活動もそうなのですが、生徒たちが主役、主人公であるべきです。ところが、部活動を私物化して、指導者の言うことを聞かなければ暴言を吐く、差別をする。盛岡市内の中学校では、虐待と言うべきような対応をされて、本当に将来有望な選手が1年生の段階で退部をせざるを得ないところまで追い込まれた。いまだにそこから立ち直れないでいるという深刻な状況も報告書の中にありましたけれども、まさに、生徒の人権無視、人権侵害です。

もう一つは、部活動の私物化で、スポーツ医・科学の理論に全く反する我流の指導が行われている。若干の大会で生徒が実績を上げたりすると、それが顧問の実績になって我流を貫くようになったりするが、スポーツ医・科学の理論と到達点をしっかり踏まえたスポーツ活動でなければならない、部活動でなければならない。

三つ目に、そういう一部の顧問による横暴が、学校の中で、スポーツ界の中で解決されない、問題にされない、ここに深刻な問題があると思う。問題が解決されずに、県立不來方高校の場合には自死に至り、盛岡市内の中学校の場合も本当に深刻な被害を受ける事態になったと私は思います。

そういう意味で、本当にスポーツにおけるコンプライアンス、もう一つは今紹介したスポーツ・インテグリティの確保、今はもっと概念が発展して充実していると思うけれども、部長、本当にこの問題をしっかり受けとめて、岩手県こそ本当に子供たちが、選手が主役となって、今の新しいスポーツ医・科学の到達点を踏まえた、楽しいというか、意欲が出るようなスポーツ活動にしなければならないと思いますけれども、いかがでしょうか。

○石川文化スポーツ部長 この件につきましては、県と県教育委員会との合同会議、総合教育会議を持ちまして私も参加させていただきましたので、今回の報告書の内容も理解させていただいております。今委員からお話がありましたとおり、生徒の人権、あるいは部活動の私物化、あるいは顧問による横暴、こういった問題は非常に重要な課題だと考えております。これを他山の石とすることなく、しっかり取り組んでいきたいと思ひますし、何よりも、やはり学校現場からしっかり取り組んでいただくことが必要だと考えておりますが、我々は競技団体とネットワークを持っておりますので、指導者の皆さんの意識改革、そして、それを行動に移すことが非常に大事だと考えていますので、今後ともスポーツ・インテグリティ、本県の競技力向上にとっても重要な観点であると考えていますので、しっかり取り組んでまいりたいと思ひます。

○斉藤信委員 この間、スポーツ振興課総括課長からも答弁があったように、さまざまな研修が行われていることも承知をしていますし、資料もいただきました。先ほど紹介した

スポーツ庁長官のメッセージでは、教育、研修の強化とあわせてアスリートの相談体制の充実、利活用の促進と、各団体におけるアスリートからの相談窓口の整備が提起されているわけです。学校の問題は、学校の中ではなかなか告発しにくいのです。そういう意味でいくと、競技団体、スポーツ団体、そういう第三者と言える相談窓口があって、しっかり対応できる体制が必要だと思いますけれども、県内ではどのように相談窓口は設置されていますか。

○山本スポーツ振興課総括課長 県内では公益財団法人岩手県体育協会に相談窓口を設置しております。そこで相談を受けて、場合によってはほかの機関を案内するなど対応しております。

○斉藤信委員 スポーツ振興課総括課長の答弁はいつもあっさりしている。公益財団法人岩手県体育協会の相談窓口、この体制、実際の相談件数、対応状況はどうなっていますか。

○山本スポーツ振興課総括課長 実際の件数でございますけれども、スポーツ少年団ほか競技団体等から年に四、五件程度であると聞いております。

○斉藤信委員 年に四、五件では、相談窓口が機能していない、期待もされていない、それが実態ではないかと思うのです。資料にあるように、各団体においてきちんとした相談窓口が機能すれば期待をされるし、利用もされるのです。年に四、五件とは、窓口を知らないこともあるでしょう、あとは機能していないから使われないのだと思います。それが実態だと思うので、今度の事件をしっかりと踏まえて、各団体ごとに相談窓口をしっかりと設置して、そこが期待されて、また、相談にしっかりと対応することでスポーツ・インテグリティが確保されるように、ぜひ取り組んでいただきたい。最後に部長に聞いて終わりにしたいと思います。

○石川文化スポーツ部長 今回の事件、調査報告書に取り上げられた事件は非常に悲しい事件であったと認識しております。この事件を無にすることなく、今後の対応に、しっかりと取り入れていきたいと考えておりますし、岩手にとってどういう形がいいのか、そういった事案があった場合に、どういう解決方法が一番いいのか、これは公益財団法人岩手県体育協会ともしっかり相談しながら取り組んでいきたいと思います。

○柳村一委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 ほかになければ、これをもって文化スポーツ部関係の審査を終わります。文化スポーツ部の皆様は退席されて結構です。お疲れさまでした。

この際、教育長から発言を求められておりますので、これを許します。

○佐藤教育長 委員長のお許しをいただき、教育委員会審査の冒頭、大変恐縮でございますが、昨日発生しました教員による交通事故について御報告とおわびをさせていただきますと存じます。

本事案の内容であります、宮古市立花輪中学校に勤務する 57 歳の男性教諭が、昨日午

後4時45分ごろ、宮古市内の国道106号を自動車で走行中、横断歩道を歩行中の66歳の女性に接触し、足首骨折などの重傷を負わせるという人身事故を起こし、逮捕される事案が発生しました。県教育委員会では、これまでコンプライアンスへの取り組みや交通事故の防止に努めてきたところではありますが、本事案の発生に至りましたことについておわびを申し上げます。

詳細につきましては、現在宮古市教育委員会を通じて確認中であります。本事案につきましては、警察による調査の動向等も見きわめつつ、事実関係を精査した上で厳正に対応してまいりたいと考えております。

○柳村一委員長 次に、教育委員会関係の議案の審査を行います。

議案第1号令和2年度岩手県一般会計補正予算（第6号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出10款教育費第1項教育総務費、第2条第2表繰越明許費中、第10款教育費、第3条第3表債務負担行為補正中、1追加中5～8、議案第21号岩手県立県南青少年の家の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについてから議案第23号岩手県立県北青少年の家の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについてまで、以上4件は関連がありますので一括議題といたします。なお、審査の方法ですが、提案理由の説明は一括で行い、質疑は議案第1号、議案第21号、議案第22号及び議案第23号の四つに分けて行うこととしたいと思いますので、あらかじめ御了承願います。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐藤教育局長兼教育企画室長 私からは、議案第1号の予算議案のうち教育委員会関係について御説明申し上げ、議案第21号、議案第22号及び議案第23号の公の施設の指定管理者の指定関連議案につきましては、後ほど担当の課長から御説明申し上げます。

それでは、議案第1号令和2年度岩手県一般会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。議案（その1）3ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算補正の歳出の表中、教育委員会関係の補正額は第10款教育費、第1項教育総務費の2,262万1,000円を増額しようとするものであります。その主な内容につきましては、別冊の予算に関する説明書により御説明申し上げますが、事業ごとの補正額については省略させていただきますので、御了承願います。

お手元の予算に関する説明書の16ページをお開き願います。第10款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費の管理運営費は、新型コロナウイルス感染症に関連する業務の増加等に伴い、教育委員会事務局職員の超過勤務手当について増額しようとするものであります。

次の第4目教育指導費の県立学校修学旅行キャンセル料等支援事業費は、保護者の経済的負担軽減を図るため、新型コロナウイルス感染症の影響による修学旅行の中止や延期等で生じた県立学校生徒に係るキャンセル料について支援等を行おうとするものであります。

次の17ページをお開き願います。第3項中学校費、第1目教職員費は、新型コロナウイルス感染症の影響による修学旅行の中止や延期等で生じた引率教職員分のキャンセル料に

ついて節間補正を行おうとするものであります。

次のページ、18 ページの第 4 項高等学校費、第 1 目高等学校総務費、次のページ、19 ページの第 5 項特別支援学校費、第 1 目特別支援学校費は、先ほど御説明しました中学校費と同様に、修学旅行の中止や延期等で生じた引率教職員分のキャンセル料について節間補正を行おうとするものであります。

次に、繰越明許費について御説明いたします。議案（その 1）にお戻りいただきまして、5 ページをお開き願います。第 2 表繰越明許費の表中、教育委員会関係は、第 10 款教育費、第 1 項教育総務費の県立学校 I C T 機器整備事業 2 億 5,801 万 1,000 円であります。この事業は、さきの令和 2 年度岩手県一般会計補正予算（第 4 号）で議決いただいた事業で、県立高等学校の生徒への貸与用パソコン等を整備するものですが、全国的にパソコン等の整備が進められている影響により機器及び設定作業員が不足している状況にあり、一定数は年度内に整備できる見込みであります。全ての整備を年度内に完了することができないおそれがあることから、令和 3 年度に繰り越して執行しようとするものであります。

次に、債務負担行為について御説明いたします。議案（その 1）の 7 ページをお開き願います。第 3 表債務負担行為補正、1 追加の表中、教育委員会関係は事項欄 5、特別支援学校施設整備事業から事項欄 8、指定管理者による県北青少年の家管理運営業務までであります。

事項欄 5、特別支援学校施設整備事業は、令和 4 年 9 月に移転開校を予定している釜石祥雲支援学校の新築工事が令和 2 年度から翌年度以降にわたって行われることに伴い、期間を令和 2 年度から令和 4 年度まで、限度額を 25 億 1,500 万円として債務負担行為を設定しようとするものであります。

次の事項欄 6、指定管理者による県南青少年の家管理運営業務、次の事項欄 7、指定管理者による陸中海岸青少年の家管理運営業務、次の事項欄 8、指定管理者による県北青少年の家管理運営業務は、令和 3 年度から翌年度以降にわたって行われる県南、陸中海岸、県北の各青少年の家の指定管理者による管理運営業務について、期間を令和 2 年度から令和 7 年度まで、限度額をそれぞれ、県北青少年の家 1 億 9,500 万円、陸中海岸青少年の家 2 億 500 万円、県南青少年の家 3 億 5,500 万円とし、債務負担行為を設定しようとするものであります。

予算関係の説明は以上でございますが、引き続き公の施設の指定管理者の指定関連議案について担当の課長から御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○藤原生涯学習文化財課総括課長 教育委員会が所管する公の施設の指定管理者の指定に関する議案につきまして御説明を申し上げます。

教育委員会関係施設は、議案（その 2）の 28 ページ、議案第 21 号岩手県立県南青少年の家、29 ページ、議案第 22 号岩手県立陸中海岸青少年の家及び 30 ページ、議案第 23 号岩手県立県北青少年の家となります。これら 3 施設の指定管理者の指定に係る提案の趣旨等につきまして御説明を申し上げます。

お手元に配付しております資料、議案第 21 号岩手県立県南青少年の家の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについての 1 ページをごらんください。1 の提案の趣旨であります。県立県南青少年の家は令和 3 年 3 月 31 日をもって現在の指定管理期間が終了することから、次期指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定によりまして、議会の議決を求めるものであります。

次に、2 の指定する指定管理者の概要であります。指定しようとするものの名称は公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団、指定の期間は令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間としようとするものであります。

次に、3 の指定管理者候補者選定の経緯であります。県立青少年の家 3 施設の指定管理者候補者の選定に当たりまして、外部委員 5 名で構成する教育委員会所管社会教育施設指定管理者選定委員会を設置いたしまして、7 月 21 日及び 9 月 29 日の 2 回、当該委員会におきまして協議、審査を行ったところであります。

資料 2 ページをごらんください。申請団体は 1 団体であり、当該委員会におきまして書類審査、プレゼンテーション及び面接審査を実施した結果、今回提案いたしました団体につきまして、現行の管理受託者として適切な施設管理を行ってきたほか、施設の特徴を生かした自主事業や関係機関との連携による利用促進に工夫して取り組んできたことなどから、今後も適切な施設管理及び利用促進が期待できることが評価され、指定管理者候補者として選定されたものであります。

次に、資料、議案第 22 号岩手県立陸中海岸青少年の家の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについての 1 ページをごらんください。1 の提案の趣旨であります。県立陸中海岸青少年の家は令和 3 年 3 月 31 日をもって現在の指定管理期間が終了することから、次期指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定によりまして、議会の議決を求めるものであります。

次に、2 の指定する指定管理者の概要であります。指定しようとするものの名称は公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団、指定の期間は令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間としようとするものであります。

次に、3 の指定管理者候補者選定の経緯であります。選定委員会の概要等につきましては、先ほど御説明申し上げたとおりですので、省略させていただきます。

資料 2 ページをごらんください。申請団体は 1 団体であり、当該委員会において書類審査、プレゼンテーション及び面接審査を実施した結果、今回提案いたしました団体について、現行の管理受託者として適切な施設管理を行ってきたほか、施設の特徴を生かした自主事業や、施設の利用案内、広報活動による利用促進に工夫して取り組んできたことなどから、今後も適切な施設管理及び利用促進が期待できることが評価されまして、指定管理者の候補者として選定されております。

次に、資料、議案第 23 号岩手県立県北青少年の家の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについての 1 ページをごらんください。1 の提案の趣旨であります。県

立県北青少年の家は令和3年3月31日をもって現在の指定管理期間が終了することから、次期指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、議会の議決を求めるものであります。

次に、2の指定する指定管理者の概要であります。指定しようとするものの名称は公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団、指定の期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間としようとするものであります。

次に、3の指定管理者候補者選定の経緯であります。選定委員会の概要等につきましては省略させていただきます。

資料2ページをごらんください。申請団体は1団体であり、当該委員会において書類審査、プレゼンテーション及び面接審査を実施した結果、今回提案いたしました団体につきまして、現行の管理受託者として適切な施設管理を行ってきたほか、施設の特徴を生かした自主事業や利用者のニーズに対応した施設活用による利用促進に工夫して取り組んできたことなどから、今後も適切な施設管理及び利用促進が期待できることが評価され、指定管理者の候補者として選定されております。

以上で公の施設の指定管理者の指定に関する議案についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○柳村一委員長 初めに、ただいまの説明のうち、議案第1号令和2年度岩手県一般会計補正予算（第6号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出10款教育費第1項教育総務費、第2条第2表繰越明許費中、第10款教育費、第3条第3表債務負担行為補正中、1追加中5～8について質疑はありませんか。

○千葉秀幸委員 県立学校修学旅行のキャンセル料についての1点をお伺いいたします。

まずは、今回の新型コロナウイルス感染症の影響により修学旅行をキャンセルした学校が何校あって、生徒何人分となっているかについてお伺いいたします。

○中川学校教育課総括課長 県立高校及び附属中学校におきまして中止を決めた学校が39校、延期、中止を検討中の学校が1校、こちらは全日制、定時制課程ごと、または専攻科等で行き先が違う場合はそれぞれカウントしている数になります。また特別支援学校におきましては、本校、分校、分教室、学部ごと、こちらもそれぞれ行き先が違う場合はカウントしたものでございますけれども、中止を決めた学校が4校になっております。こちらは令和2年11月30日時点のデータになります。

予算でございますが、数といたしましては、6,574名で計上しております。

○千葉秀幸委員 その中でも、学校側は修学旅行を既に行った、あるいはこれからキャンセルせずに行うとしているが、家族が新型コロナウイルス感染症が心配なために、うちの子は行かないと言っている場合もあるやに聞いていますが、その辺の話は聞こえてきておりますでしょうか。

○中川学校教育課総括課長 さまざまな不安の声が各学校に寄せられていることは承知しております。そういった中で、例えば県立高校及び附属中学校では、年度内に実施を予定

している学校が7校ございますが、こちらにつきましても行き先を変更する形での実施で、主に県内ですとか東北地方を中心に検討しているところがございます。また、年度内に実施したところが11月30日時点で1校ございますけれども、こちらは県内に行き先を変更しており、保護者のそういった不安の声に応えた形で対応しているものと承知しております。

○千葉秀幸委員 中止としない学校は、くれぐれも感染症対策をしっかりと徹底して行っていただいて、できるだけ修学旅行に行っていただきたいと思うわけです。

今回キャンセルした学校の中で、時期を先延ばしして、再度修学旅行を検討している学校はありますでしょうか。

○中川学校教育課総括課長 今回取りやめて、令和3年度に延期した学校につきましては、県立高校及び附属中学校について、こちら先ほどと同じカウントになりますけれども、23校、また特別支援学校につきましては8校になっておりまして、翌年度に延期できる場合には延期をして実施する方向で各学校では対応しております。

○千葉秀幸委員 さすがに1年以上先延ばしとなると、今の子供たちが3年生になって、受験の時期となり、それどころではない状況になるかもしれませんが、新型コロナウイルス感染症の感染状況により、来春ぐらいであれば、もしかして対応が可能かもしれないと思います。修学旅行が全てではないものの、思い出づくりも含めて実施させてあげることが大事だと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○中川学校教育課総括課長 県教育委員会といたしましては、感染症対策と、修学旅行が持つ教育的意義との両方を図りながら、各学校においてしっかり対応していただきたいと考えております。今回中止をやむなく決断した学校につきましても、学校によっては球技大会などを開催して、生徒の心情に配慮する対応をしておりますので、県教育委員会といたしましては、そういった取り組みをしっかりとバックアップしてまいりたいと考えております。

○城内よしひこ委員 先ほど千葉秀幸委員からも修学旅行の中止や延期の話がありました。そのような中、県内を行き先として実施した話もお聞きしました。県内で実施した学校の子供たちにアンケート等をとっているのではないかと思います。結果等はわかるのでしょうか。

○中川学校教育課総括課長 行き先を変更した学校につきましては、これから実施する学校が多くなっておりますけれども、例えば1校、先日盛岡市立の学校で修学旅行を実施した学校がございます。こちらの生徒の状況等はまだ聞いておりませんが、県立博物館などを見学したと聞いておりまして、文化などにも触れたのではないかと考えております。

○城内よしひこ委員 先日テレビで放映していましたが、他県では子供たちが企画をして、県内を探索する方法をとった学校もあるようです。岩手県は四国4県分、広い県でありますし、それぞれ地域ごとにすばらしい財産があります。自県を知ること、修学旅行では大きな意味があると思います。県内の掘り起こしを行い、子供たちに気づきを

与える機会としてはどうかと思います。そのようなことで、コロナ禍において大きなハードルはありますが、県教育委員会として今後は県内での実施と方向を示せないものか、お伺いしたいと思います。

○中川学校教育課総括課長 委員御指摘のとおり、県内を訪問することによってさまざまな学びも深まりますし、何よりも児童生徒の思い出づくりにも寄与するものと考えております。一方で、学校規模だったり、やはり保護者の声もある中で、県教育委員会として一律に県内に行くようにお示しすることはなかなか難しいとは考えておりますけれども、学校で、そういったことを決めた場合には、全力でサポートしてまいりたいと考えております。

○城内よしひこ委員 前沢町の中学校の皆さんが宮古市に来てプロレスをしたのですが、そのようなこともまた修学旅行だと捉えたそうです。いろいろな企画があると思います。一律、東京ディズニーランドへ行って喜ぶことも、それはそれでセレモニーではありますが、いつか必ず生きるものとして、今、この年代だからこそ経験しなければならないものは、この岩手県にはたくさんあると思います。我々大人が指し示すことができる子供たちに対するアドバイスの一つではないかと思います。地元、足元にもすばらしいものがあるよと教えるいい機会にしてはどうかと思います。そうしないと、新型コロナウイルス感染症の感染拡大で、全然思い出も何もなかったと、負の遺産だけが子供たちに残るのではないかと心配です。何か企画をすれば、子供たちには何かしら残ると思います。ぜひ、いい思い出として残るようなものを示してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○中川学校教育課総括課長 県教育委員会としてもできる限り、修学旅行またはそれに代替するような行事はぜひ実施していただきたいと思っております。内陸部の高校では、修学旅行は中止したけれども、沿岸部への日帰り行事とすることを計画をしている学校もあると聞き及んでおりますので、そのような各学校の事例などを情報共有しながら推進したいと考えております。

○柳村一委員長 この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○柳村一委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○斉藤信委員 私からも、県立学校の修学旅行のキャンセル料の支援事業費についてお聞きします。

先ほど答弁があつただけけれども、整理して答えてほしいのだけれども、実施した学校、中止した学校、延期した学校、その他検討中の学校と、こういう形で答えてください。

あともう一つは、6,574人分とのことで、1,600万円の補正予算ですが、キャンセル料はどういう基準というか、約束事となっているのか示してください。

○中川学校教育課総括課長 県立学校におきます修学旅行の状況について申し上げます。こちらは11月30日時点のデータでございます。県立高校及び附属中学校について、繰り

返しますが、こちらは課程ごと、専攻科ごととなります。年度内実施予定が7校で、そのうち行き先を変更して実施予定が7校、年度内実施済みが1校、令和3年度への延期が23校、中止を決めた学校が39校、延期または中止を検討中が1校となります。また、特別支援学校、こちらも本校、分校、分教室、学部ごと等を含みます。年度内実施予定が5校、行き先変更をして実施予定が5校でございます。年度内実施済みが26校でございます。このうち、行き先を変更して実施したのが26校全てでございます。令和3年度へ延期が8校、中止を決めたのが4校でございます。

また、キャンセル料でございますけれども、こちらは旅行者ごとに異なりますので、その旅行者ごとに学校を通じてキャンセル料を聞き取りしてお支払いしておりますが、おおむねの傾向といたしましては、企画料に加えまして、1週間前まで、おおむね8日前までのキャンセルですと、旅行代金の20%程度をキャンセル料として支払うところが多い傾向になっております。

○**斉藤信委員** そうすると、今回予算化したのは、中止した39校プラス4校分になりますか。

○**中川学校教育課総括課長** 私が先ほど申し上げました数値につきましては、11月30日時点でございますけれども、今回予算を積算するに当たりましては、10月20日時点の調査に基づいておりますので、その数字はずれるのですけれども、その当時から当初の計画どおり実行する学校であっても、中止であっても対応できるようにキャンセル料を積算しており、例えば当日キャンセルしても大丈夫なように50%を想定して積算し対応しております。

○**斉藤信委員** そうすると、延期が県立学校では23校で、これは実施する見込みもあるのですね。

中止が39校で、半分以上が中止になったのは大変残念なことです。修学旅行は、思い出づくりだけではなくて、修学旅行前後の活動も含めて、ふだんの座学とは違った教育の場なのではないかと考えますし、何よりも、ある意味、ことしは岩手県を再認識する機会でもあったのではないかと思います。

そこで関連して聞きますが、小中学校の場合は、実施、中止、延期、検討など、修学旅行の状況はどうなっているでしょうか。

○**小野寺義務教育課長** 小中学校の修学旅行の実施について、11月25日の時点でございますが、小学校については302校中、中止が4校となっております。中学校については151校中、中止が44校となっております。

○**斉藤信委員** そうすると、中止が小学校で4校、中学校で44校であり、検討中とかそのほかはない、実施したか中止したかのどちらかだけと理解していいでしょうか。

それと、小学校、中学校で実施したところは、どのような形で実施をしたのか、当初の計画どおりやったのか、行き先を東北地方もしくは県内に変更して実施したのか、わかれば示してください。

○小野寺義務教育課長 延期はどうかとのお尋ねでございますが、延期は現時点ではないと捉えております。

また、行き先についてであります、当初の予定を変更して、福島県を除く東北管内であるとか、岩手県内であるとか、隣の県ということで、秋田県、青森県としたと聞いております。

○斉藤信委員 県内で実施した学校数はわかりますか、わかりませんか。

○小野寺義務教育課長 県内で修学旅行を実施した学校数については、把握しておりません。

○斉藤信委員 県内で実施をしたところも恐らく小学校はかなり多いのではないかと思います。東日本大震災津波伝承館に関する記事によりますと、東北地方から来る学校も含めて216校でしたか、200校を超える学校が来たという報道もありましたし、私が陸前高田市に調査に行ったときにも県内の学校の修学旅行のバスに会いました。恐らく小学校は、意外と仙台市とか、東北地方が多かったと思うので、小学校の場合には県内を対象にする修学旅行が、新たな研究課題なのではないかと思います。二つの世界文化遺産を持ち、さまざまな自然環境や、伝統文化を含めてたくさんの財産、資産がある岩手県でありますから、今回の修学旅行の実施について、行き先変更や、中止にした学校も含めて、ことしの取り組みを大いに情報共有して、今後にも生かす必要があるのではないかと思います。いかがですか。

○小野寺義務教育課長 県内の実施についてであります、高校を含めまして今年度の状況で修学旅行を実施した結果、子供たちがどう感じ、何を学んだのか、また保護者がどう捉えているのかなどを踏まえまして、来年度の教育活動に生かしていけるものと捉えております。

○斉藤信委員 では、最後ですけれども、債務負担行為で特別支援学校施設整備事業費、これは県立釜石祥雲支援学校の関係で、債務負担行為が設定をされております。先ほどの説明では令和4年9月に移転、開校で、新しい支援学校が整備される。新しく整備することについて、これまでと違う特徴、内容があれば示していただきたい。

○新田学校施設課長 県立釜石祥雲支援学校の移転新築の関係でございます。現在の支援学校は敷地面積が狭くて、そのせいで建物も非常に狭隘化しており、老朽化も著しい状況でありますことから、今度、小中高等部一体型の校舎を新築し移転する予定となっております。また、二つ目の特徴として、木材利用促進のために木造校舎とすることを予定しております。

○斉藤信委員 小中高等部一体の校舎で、木造の校舎であることはわかりました。普通教室、特別教室等の充実具合はどうか。

○新田学校施設課長 現在児童生徒の状況によって、いわゆる一般教室といえますか、普通教室以外にも特別教室を二つに区切って利用するなどの実態がございましたが、新しい学校をつくるときには、子供たち一人一人の特性に応じた教室となるよう、そして専用の

特別教室が使えるよう整備する予定でありまして、多くの教育効果が期待できるように整備をしてみたいと思います。

○**斉藤信委員** 恐らく小中高等部一体型で新しい設備が整った特別支援学校になる。全体とすれば生徒は減少しているけれども、特別支援学校の場合には教室不足と言われるように、決して減っていない。こういう中で生徒数も増加することもあるのではないか。それに対応するものになっているかどうか、最後に聞いて終わります。

○**新田学校施設課長** 委員御指摘のとおり、特別支援学校につきましては、通常の学校と違いまして、人口減少に比例して減っていくのではなく、逆に地域理解が深まることであるとか、多様な学び方をするようになることで、今後の児童生徒数は、大幅な減少は見込まれておりません。ですので、今後教室数について、より柔軟に対応できるような設計にしておりますし、また、実際にそのような事例が起こった場合には、小修繕で対応できるようにするなど、工夫しております。

○**柳村一委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**柳村一委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第 21 号岩手県立県南青少年の家の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて質疑はありませんか。

○**斉藤信委員** 今回の県立県南青少年の家、これは前回も指定期間が 5 年でしょうか。3 年でしょうか。

○**藤原生涯学習文化財課総括課長** 3 年です。

○**斉藤信委員** 2017 年 6 月に浴室の脱衣所で盗撮事件があつて、岩手県スポーツ振興事業団の元職員が逮捕されたことがありましたが、今の指定管理の前になりますか。

○**藤原生涯学習文化財課総括課長** 委員御指摘のとおり、現在の指定管理の前になります。

○**斉藤信委員** 元職員とは恐らく当時職員だったのではないかと。逮捕されて解雇されたのではないかと思います、これはなぜそのような事件が起きて、その教訓はどのように受けとめられているのでしょうか。

○**藤原生涯学習文化財課総括課長** 県立県南青少年の家における不適切な事案につきましては、その職員の不適切な行動を事前に組織内で把握できなかったことが一つの大きな原因であると考えておりますし、個人的な問題でもあると思います。この件を受けまして、コンプライアンスのマニュアル等を見直しながら、また所内での定期的な研修等もつけ加えながら、職員のコンプライアンスの遵守のさらなる深化を図っていこうと取り組んでおります。

○**斉藤信委員** では、具体的中身について入りますけれども、県立県南青少年の家の管理運営方針、基本理念のところで、県立県南青少年の家は、青少年の家条例第 1 条、団体宿泊訓練等を通じて健全な青少年の育成を図ることを目的に 39 年間にわたって取り組まれてきた。当初は広大な敷地の中に野球場、サッカー場、野外炊事場、研修棟など多様な施設

を配置して、交通の利便性が高いため利用しやすい施設として、県南地域はもとより、広く県内各地、県外の方々にも利用されていきました。近年、生涯学習や生涯スポーツの進展に伴い青少年の家の果たす役割も見直され、高齢者の生きがいつくりや、地域の文化、スポーツ活動への支援なども当所の大きな役割として求められておりますと、こう書いてあります。

もう 39 年になっているわけですから、青少年の家の基本的な目標が、当時と近年でどのように変わっているのか。これは県の社会教育施設ですから、県の方針自身がどのように変わっているのかをまず最初に示していただきたい。

○藤原生涯学習文化財課総括課長 青少年の家の近年の役割についてでございますけれども、まず第一義に、委員御指摘のとおり、青少年の家は青少年の健全育成に資するというのがございます。さらに、近年では、大人の生涯学習の学びを子供たちの学びに生かす、いわゆる学びと活動の循環が求められておりまして、青少年の家におきましても、大人の学びをすることによって、その方々が地域での子供たちの健全育成、学びに資するような動機づけを行うことが必要であると考えておりまして、そのような施策を展開しております。

○斉藤信委員 それで、また人員体制のことについてお聞きをしますが、指定管理の運営計画の中で職員は 2 名です。総括責任者と総括責任補助者、1 人は正規雇用職員で、1 人は非正規雇用職員です。たった 2 名でどのように管理運営しているのか、私は不思議でならないのだけれども、フロー図で全職員とあります。全職員とは何なのか、2 人なのか、何をもって全職員なのか。下の囲みの中には各部門とか、全職員とか、勤務職員とかとありますが、全体像がさっぱりわからない。そして、基本方針の中に教育部門と施設管理部門との密接な連携、協働が不可欠ですと書いていますが、この施設管理部門と教育部門とは、この施設で言えば何を指すのか、このことを示してください。

○藤原生涯学習文化財課総括課長 ただいまの施設管理部門につきましては、今回議決を求めさせていただいている指定管理にかかわる部分でございます。施設管理部門に関しては主に四つの業務がございます。一つは使用料の徴収等に係る業務、二つ目が施設設備の維持管理及び修繕に関する業務、三つ目が施設の利用促進及び広報広聴にかかわる業務、そして四つ目といたしまして、そのほか、施設の管理に必要と認められる業務について行っております。

○斉藤信委員 全然答えになっていないではないですか。指定管理で見ている人件費は 2 人なのです、総括責任者と総括責任者補助者の分。そして、図を見たら、全職員とあるではないですか。全職員とは何を指すのですか。2 人だけなのですか。そして、下の図を見ると、各部門員とか全職員とか勤務職員とあるではないですか。これは何なのですか。そのことを聞いているのです。その上で、施設管理部門と教育部門との密接な連携が必要だと言っているから、それはどういうことなのかと聞いている。

○藤原生涯学習文化財課総括課長 指定管理部門にかかわるところでは、2 人が全職員と

なりますが、さらに教育部門がございまして、管理部門と連携し合っております。

○**斉藤信委員** あなたもわかっていないのではないの。教育部門とは何ですか。教育部門とは何を指すのですか。

それと、私は2回にわたって下の図のことを聞いているのです。いいですか。全職員は2人だと。その下の図を見てください。所内会議、全職員、各部門会議、朝会、勤務職員、これはどういうことなのかと聞いているのです。

まず、教育部門とは何を指すのか、ちゃんと答えてください。

○**藤原生涯学習文化財課総括課長** 教育部門につきましては、別途、教育業務委託として、教育関係の事業等を岩手県スポーツ振興事業団に委託しております。その関係で、業務を行っている職員が教育部門の職員になります。

そして、教育部門と施設管理部門と申しますのは、連携のもとで事業を進めていくことが必要になりますので、所員会議等におきまして連絡調整を図っていく形になっております。ちなみに、その体制についてでございますが、県立県南青少年の家では、業務委託による教育部門が9名、指定管理部門が2名、計11名でございます。

○**斉藤信委員** 施設の管理運営には、いわゆる教育業務委託も本来含めるものなのではないですか。それを分けて施設管理部門だけ指定管理というのも変な話です。人数からいっても9人なのだから、青少年の家事業は実態的には教育部門が実施するわけでしょう。何でこれを分けて、教育部門が指定管理から見えないようにするのか。その辺、委託契約の形がおかしいのではないのでしょうか。

○**藤原生涯学習文化財課総括課長** 青少年の家につきましては、先ほど委員御指摘のとおり、集団宿泊訓練等を通じて青少年の健全な育成を図ることがまず第一義の目的でございます。教育機関としての教育機能と、そして公の施設としての性格も持ち合わせております。そこで、教育部門と施設管理部門、この二つがあるわけでございますけれども、学校などの研修計画を指導する意味でも、教育の一環として一定の水準を確保することが必要と考えております。そういった意味もありまして、教育的側面を確保することから教育部門を設けております。その上で、その下支えになるのが環境整備を行う施設管理部門で、その両者の連携はもちろん必要でございます。

○**斉藤信委員** 教育部門といっても、委託先は岩手県スポーツ振興事業団と、施設管理部門の指定管理と同じところに委託しているのです。県教育委員会がそこは直でやりますというのだったら、分けるのはわかります。同じところに委託しているときに、指定管理ではたった2人の施設管理部門だけれども、核となる業務を実施する教育分門は業務委託で同じところに委託する。とてもではないけれども、本当にわかりにくい。実際にこの図が表しているのは、恐らく全職員とは教育業務委託を含めた、9人を含めた数になるのではないですか。そうすると、やっぱり一体なのです。だから、あなたが言う上の表の全職員も2人ではなくて、2人プラス9人なのではないですか。ここは本当に2人なのですか。上も下も全職員になっているのです。2人で全職員と言えますか。

○藤原生涯学習文化財課総括課長 申しわけございません。私の勘違いでございました。ここでいう全事業の業務調整フロー図からみますと、この県立県南青少年の家の全職員とは指定管理の施設管理部門と、そして教育部門の職員も含めた 11 名となります。

○斉藤信委員 それで、職員体制を見てほしいのだけれども、いわゆる総括責任者、総括責任補助者、ここが委託業務受託会社に対して指導監督をしているのです。委託業務受託会社と書いているけれども、同じ会社です。業務委託している先は岩手県スポーツ振興事業団でしょう。違うのですか。

○藤原生涯学習文化財課総括課長 今御指摘の委託業務につきましては、例えば給食業務とか、清掃業務とか、そういった施設管理にかかわる部分の委託と捉えております。

○斉藤信委員 私は 3 年前もこの問題を指摘したことがあります。教育業務委託を別の団体に行っているのなら、まだわかります。同じ岩手県スポーツ振興事業団に施設管理部門の指定管理と、そして教育業務を別に委託するのは極めて不自然ではないですか。指定管理の実態を隠すやり方ではないですか。違いますか。

○藤原生涯学習文化財課総括課長 教育研修業務につきましては、民間などへの管理委託業務とはまた異なりまして、教育普及や教育的な指導等の業務の特殊性がございます。このことから、契約の性質や目的に照らし合わせますと競争入札には適さないものと考えておりまして、その点におきまして長年の実績を有しておりますし、またほかの体育施設等も管理しながら研修のノウハウも有している岩手県スポーツ振興事業団を委託の相手として選定させていただいております。

○斉藤信委員 指定管理者制度は競争入札ではないです。ちゃんと選定委員会をつくってやっているのです。あなたの答弁、めちゃくちゃです。ましてや施設管理の指定管理と教育業務委託と同じ団体に、岩手県スポーツ振興事業団にやらせているわけだから。だから、極めてこの関係が不明朗だと言っているのです。教育業務委託は幾らで委託しているのですか。何年契約なのかも含めて示してください。

○藤原生涯学習文化財課総括課長 教育業務委託につきましては単年度契約でございまして、一括で委託させていただいております。今年度ベースで申し上げますと 1 億 1,467 万 5,933 円となっております。

○斉藤信委員 一括でとは、三つの県立青少年の家一括ですか。

○藤原生涯学習文化財課総括課長 先ほどの委託料につきましては、委員おっしゃるとおり、3 青少年の家一括で委託させていただいております。

○斉藤信委員 そうすると、その三つの施設を 9 人の職員が見ているのですね。県立県南青少年の家だけで 9 人ではないのですね。

○藤原生涯学習文化財課総括課長 先ほどお話を申し上げましたとおり、県立県南青少年の家での教育部門は 9 名になりますし、ほかにも県立陸中海岸青少年の家、そして県立県北青少年の家、それぞれ教育部門の職員がおります。ちなみに、県立陸中海岸青少年の家では 10 名、県立県北青少年の家では 9 名となっております。

○**斉藤信委員** 教育業務委託はわかりました。私が極めて不可思議だと思うのは、総括責任者と総括責任補助者のたった２人で施設管理を担当している。これはあり得ない話です。宿泊施設で、基本的に 24 時間体制ですから、２人で施設管理できるわけがないのです。そうすると、教育業務委託としている 9 人の方も一体で、施設管理をしているのではないですか。

○**藤原生涯学習文化財課総括課長** もちろん教育業務部門の職員らも宿泊に関係しており、対応しておりますが、施設管理部門として、警備等、宿直の業務委託等を行っております。そちらの職員が対応することになります。その上で、施設管理部門、そして教育部門が連携しながら施設の運営に当たっております。

○**斉藤信委員** もう時間だからこれで終わりますけれども、私、極めてこれは不明朗だと思います。実態とすれば、直接の 2 人と教育業務委託の 9 人で行っている。大体 2 人で 24 時間管理できるわけではないのです。そういう意味で、教育部門を指定管理から分ける意味は基本的にない。青少年の家の業務全体が社会教育活動なのです。そういう点で施設の管理運営は極めて不明朗で実態が見えない。恐らく教育部門のほうが社会教育活動の中心を担っていると言わざるを得ないですよ。教育長に最後に聞きましょう。こういう委託のやり方は極めて不明朗なのではないですか。改善すべきではないですか。

○**佐藤教育長** 青少年の家の管理運営でございますが、今議案とさせていただいているものは管理部門に係る指定管理になりまして、青少年の家の運営は、教育部門と、これは社会教育部門ですね、それから施設の管理運営の部分に係る施設管理部門に分かれております。この教育部門は、社会教育に専門性を有する人材を確保して県が責任を持って行う必要があることから業務委託としております。それから、施設管理部門は、一部民間等への業務委託も交えながら、最少の人員で、民間活力による効率的な施設運営、サービス向上や経費の節減などを目指して運営に努めていこうとするものでございますので、御理解を賜りたいと思います。

○**高橋穩至委員** 今の質問のやりとりを聞いていて、指定管理者制度へ移行した経緯をもう一回教えていただきたいのですが。最初は指定管理期間が 3 年、そして 5 年と、これは指定管理者制度に移行するときに大体どの施設でも、最初は 3 年、そして経過を見ながら 5 年とする。最初の指定管理者制度に移行する前の形態と、指定管理期間 3 年で指定管理者制度に移行した経緯というものの、多分今教育長がおっしゃられた内容なのかなと思うのですが、もう一回整理してもらってよろしいでしょうか。

○**藤原生涯学習文化財課総括課長** 指定管理者制度の導入は平成 18 年度からになっております。それ以前は、岩手県スポーツ振興事業団に施設管理部門についても委託をしておりました。その後、指定管理者制度の導入で、3 年ずつのスパンで指定管理者の導入を図ってきておりまして、こちら岩手県スポーツ振興事業団に受けていただいております。そして、今般、3 年から 5 年に指定管理期間を延長する形になっております。

○**高橋穩至委員** わかりました。私はてっきり、ついこの間まで直営で行っていたのだろ

うと思ったものですから。指定管理期間3年で委託したら、大体次は5年間になるだろうとは思いますが。

この県立県南青少年の家については、私もPTAやスポーツ少年団で何度も利用させていただいております。そのような中、指定管理者の指定申請資料の中にあるプログラムを実際につくっているのは教育部門なのです。それが施設管理部門の指定管理者指定申請の提案書の中に出ていることに違和感がありました。指定管理者制度については、平成18年に、直営か指定管理者制度か、公の施設はどちらかにしなければならない法律になりましたので、どちらかしかないわけですが、そんな中で、一応プレゼンテーションすることになったようですから、方針のプレゼンテーションをしたのでしょうか。こういう方針が施設管理部分の指定申請の提案書に入っているのは、何かちょっと違うと思いついて見させていただきました。

教育部門で確認したいことがありまして、私がよくお世話になる知り合いの人も結構いたりするのですが、教職員が人事異動で入ってくることがあり、実際に先ほどの話では教育部門も委託とのことでしたが、人の動きはどうなっているのでしょうか。

○藤原生涯学習文化財課総括課長 まず、事業の関係についてでございますが、確かに教育部門が研修事業等を主として担当しております。しかしながら、指定管理者につきましても自主的に事業を行うことができるとしておりますので、その自主事業につきましても、この提案書に掲載して、プレゼンテーションしていただいております。

2点目の教員の配置についてでございますが、指導員として社会教育主事の資格を持つ専門職が4人、岩手県スポーツ振興事業団に派遣の形で従っておりまして、青少年の家でさまざまな利用者への指導、助言に当たっております。

○高橋穂至委員 確認ですけれども、県教育委員会からの派遣で行っているのですか。

○藤原生涯学習文化財課総括課長 委員御指摘とおり、県教育委員会からの派遣で勤務しております。

○柳村一委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第22号岩手県立陸中海岸青少年の家の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて質疑はありませんか。

○斉藤信委員 先ほどと同じような職員体制と業務調整フローがあります。県立陸中海岸青少年の家も指定管理の職員は2人です。統括責任者と統括責任補助者。図では、運営会議というものがあるが、所長、次長、研修班長、総括責任者とあります。この所長、次長はどういう方でしょうか。

○藤原生涯学習文化財課総括課長 所長、次長につきましては、教育業務委託を行っている岩手県スポーツ振興事業団の職員になります。所長につきましては、社会教育の経験を持つ、専門的な仕事をされてきた方が携わっておりますし、次長につきましては事業団の、

特に事務方のそういった業務を行ってきた方が当たっております。

○**斉藤信委員** 運営会議ですよ。だから、この施設運営で一番責任のある機関です。その所長は教育業務委託先の職員。だったら、何のための指定管理なのですか。おかしいではないですか。教育業務委託を含めて指定管理しないと施設の管理運営ができないでしょう。運営会議の責任者は教育業務委託の職員なのだから。これはおかしいですよ。違いますか。いいですか、施設の運営責任者は教育業務委託の委託先の方なのです。指定管理とは施設の管理運営なのです。それだったら全然責任がないのではないですか。

例えば県立図書館の場合、今も館長は直接、県教育委員会から派遣されています。そして図書の選定方針だとか大事なところは県教育委員会が方針を出して、その他の管理運営は指定管理者が行っているのです。だから、全く施設だけの管理の指定管理ではないと思います。県立青少年の家だけ分けて委託しているが、実態は教育業務委託のほうが責任が重い。だから、やっぱりこの指定管理のやり方はどう考えてもおかしいのではないですか。

教育長、私はもう一回聞きたい。この運営会議を見てください。一番責任がある人は、所長であり、教育業務を委託した人ではないのですか。

○**佐藤教育長** 社会教育施設という性格上、教育部門が行う業務が施設の基幹業務になっていくわけでございますけれども、それはあくまでこの施設の設置目的に照らしての運営業務になるわけで、今回の指定管理につきましては、平成18年から導入してまいりまして、施設の管理について指定管理を行うということです。そして教育部門の運営については、その専門性等を十分考慮しなければならないので、業務委託の形で、県教育委員会から派遣した岩手県スポーツ振興事業団の社会教育主事を配置し、この設置目的に沿った業務が運営されるように体制をつくっております。

○**斉藤信委員** 今の答弁は残念ながら意味不明です。実態を踏まえた指定管理にしないとだめだと思います。実質の責任者である所長は教育業務委託なのだから、これは議会にかからない。しかし、委託先は同じ岩手県スポーツ振興事業団なのです。実態のない、わずか2人の施設管理部門だけで、指定管理の契約を結ぶというのはおかしいのではないですか。これだったら、中身が議会に全然出てこないでしょう。このフロー図を見たって指定管理に値しないでしょう。指定管理で任用されている総括責任者は、運営会議の中のメンバーの中ではたった1人になります。

部門会議とはいくつの部門があるのですか。所内会議とは何ですか。朝会とはどのような人が出るのですか。

○**藤原生涯学習文化財課総括課長** まず、朝会でございますけれども、こちらは、出勤している教育部門、施設管理部門、その職員全員が出席して、その日の打ち合わせを行う会でございます。部門会議につきましては、随時になりますが、教育部門、そして施設管理部門、それぞれで打ち合わせを行う会議になりますし、所内会議は年3回となりますけれども、こちらは教育部門、施設管理部門、所内の全職員で会議を行っております。

○**斉藤信委員** 教育部門が行う業務が施設の基幹業務であることから、これを支援し、一

体的な施設運営がなされるよう必要な連絡調整を緊密に行いますと書いているのです。教育部門が基幹的業務だと、では指定管理でやるのは基幹的業務を外した内容なのですか。おかしいのではないですか。運営方針だってみんなそうです。蓄積したノウハウを生かした利用環境の整備とか、ネットワークの活用による質の高い管理運営とか、地域と連携した事業展開とか、これはたった2人でやっているのですか、教育部門を含めてやっているのではないですか。

○藤原生涯学習文化財課総括課長 教育施設であることから、確かに教育部門の事業のほが一つの大きな柱になるのはそのとおりでございますが、その環境整備をすることで、よりよくその教育機能が発揮されますので、その点から考えますと施設管理部門も大きな柱の一つと考えることができるかと思います。

○斉藤信委員 笑ってしまいますけれども、結局教育部門は施設の基幹業務だとはっきり書いています。基幹業務は別委託です、そしてたった2人でこの施設を管理していますなんていう、この管理運営計画自身が全く根拠がないと思います。教育部門から出されている、ここは10人ですけれども、10人と一緒になって実際は施設管理しているのでしょうか、宿泊施設は24時間体制ですから。だから、実態として、たった2人体制での指定管理契約とは、いくら考えてもならないと思います。これは見直すべきです。

それで、10人となっていますけれども、正規雇用職員、非正規雇用職員の別はわかりますか。あとは、教育部門と言うけれども、何か資格はあるのですか。

○藤原生涯学習文化財課総括課長 県立県南青少年の家について申し上げますと、所長、次長、こちらは常勤の職員でございます。運転技師、事務補助、指導員の1名については臨時職員でございます。あと、先ほど申し上げましたとおり、指導員4人、こちらは県派遣の社会教育主事で、資格を持った職員でございます。

○斉藤信委員 常勤職員、非常勤職員ではなくて、正規雇用職員、非正規雇用職員で言ってください。常勤でも臨時がいるので、10人の内訳を正確に言ってください。

○藤原生涯学習文化財課総括課長 11人の職員でございますけれども、臨時の職員が3名になります。そして、8名が正規雇用の職員になります。

○斉藤信委員 これで最後にしますけれども、指定管理の職員は2人なのです。1人は指定管理総括責任者、正規雇用職員ですから月給、指定管理補助者は、これ非正規雇用職員で日給になっています。まず、こういう体制でいいのか。あと、幾ら考えても、この2人での管理運営は無理なのではないか。これは県立県南青少年の家の場合もそうです。無理な指定管理の計画になっているのではないですか。

それと、今期の管理運営経費、これは過去4年間の平均ですね。来期では532万円増になっていますが、これは人件費を引き上げたのですか。

○藤原生涯学習文化財課総括課長 今回の指定管理の申請に当たっての増額と申しますのは、委員御指摘のとおり、人件費の引き上げによるものでございます。

○柳村一委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 ほかになれば、これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第 23 号岩手県立県北青少年の家の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 県立県北青少年の家については、人件費は正規雇用職員 1 名と臨時職員 16 人と、二つの施設とは少し意味合いが違うような体制になっていますが、二つの施設とやり方が違うのは何ですか。

○藤原生涯学習文化財課総括課長 県立県北青少年の家には、ほかの二つの青少年の家にはないスケート場がございまして、そのスケート場の業務に当たる職員がおります。また、清掃業務、警備業務等につきまして、業者への委託ではなく、地元の方を雇用する方針のもとで運営をしている関係で、ほかの県立青少年の家に比べて職員が多くなっております。

○斉藤信委員 教育業務も委託をしていると思うのですが、先ほど 9 人とのことでしたが、9 人の内訳を示してください。

○藤原生涯学習文化財課総括課長 県立県北青少年の家における教育部門の職員についてでございますが、所長 1 人、次長 1 人、運転技師 1 人、事務補助 1 人、指導員 5 人の配置になっております。正規雇用職員、あと臨時雇用職員等につきましては、先ほどの県立県南青少年の家と同様でございます。

○斉藤信委員 先ほどは県教育委員会からの派遣人事がありましたね。今の内訳だと、誰が県教育委員会からの派遣になるのですか。教育部門ですよ。

○藤原生涯学習文化財課総括課長 指導員 5 名の中の 4 人が県からの派遣職員になっております。

○斉藤信委員 ここでも、業務フロー図があって、それは県立陸中海岸青少年の家と同じなのです。やっぱり所長、次長、研修班長、指定管理総括。これが結局この施設の指定管理の本体、実体です。だから、これを分けて一部だけを指定管理にするのは、私にはどうしても理解し難い。ましてや、この施設の基幹業務は教育部門なのですから。そのように思いませんか。

○藤原生涯学習文化財課総括課長 教育業務が一つの大きな柱であることは、そのとおりでございまして、その教育業務がより円滑に効果的に推進されるためには、やはりその環境が整っていることが基盤になろうかと思えます。そういった基盤、環境が整備されていることは、やはりこの指定管理に係るところが多々あろうかと思えますので、それこそ両輪で進めていく必要があると考えております。

○斉藤信委員 両輪はいいのだけれども、教育部門のほうが基幹業務だと言っているわけです。中心はそこなわけです。あなた方のやり方だと、単純な施設の管理だけを委託している。あとの本体は、同じ団体なのだけれども、岩手県スポーツ振興事業団に委託している。県教育委員会が直で行っていますというなら、まだわかりやすいけれども、同じ団体に別々に委託を出して、県に係るものは単純な施設の管理だけと、そして本体は同じ団体

に県教育委員会から業務委託される。これはやり方としておかしいでしょう。全国的にこのような方式なのですか。青少年の家は全国にあると思うのだけでも。

○藤原生涯学習文化財課総括課長 全国的な動向については資料を持ち合わせておりませんが、いずれ県直営で行っているところもあれば、指定管理者制度を導入したり、業務委託を行ったりして運営している施設がそれぞれの都道府県にございます。

○斉藤信委員 この指定管理、業務委託のやり方は極めて矛盾に満ちていて、例えば施設の管理だけ考えても、たった2人で管理運営できるわけないのだから。実際の施設管理も、教育業務委託と一体なのです。分けられないものを分けて、あなた方は提案しています。たった2人で施設管理をしている形にしかならない。それは実態を反映していないのです。全国でさまざまな青少年の家の運営の形態があるのであれば、よく研究して、もっと合理的なものに見直し、改善すべきだと、そのことを指摘して終わります。

○伊藤勢至委員 ただいまの議案第21号、第22号及び第23号に、私は異議ないところがありますが、共通している部分があると思いますので、ここでお伺いをしたいと思います。この施設ができて39年、約40年と思いますが、そうすると、ここには、設立した当時から生きている人はいないわけでありましたが、ただ、脈々と流れているイズム、精神的な伝統文化は伝わっているものだと思います。

そこでお伺いをしたいと思うのですが、施設として目的に掲げる、生涯を通ずる体育、スポーツ・レクリエーション、そして教育の振興を図りと、こういうことをうたっているわけですが、当時、県央地域は置いておいて、県南地域と沿岸地域と県北地域に立地したところを、私はいま一度振り返ってみるべきだと思います。40年前から県土の均衡ある発展が議論になってきたと思うのです。どうしても県央地域に偏りがちで、それを補う意味で県南地域、沿岸地域、県北地域、この順序で建てられたものだと思うのです。当時仮に15歳だった人が40年もたてば55歳ですよ。岩手県は資源のない県でありますから、人間力で勝負するしかないと思いましたときに、スポーツよりも本当は教育が先行すべきで、それにはいろいろな郷土の歴史を振り返ること、それが愛郷心につながり、郷土愛につながり、若い人たちが仮に一旦都会に出ても戻ってきたいという気持ちにつながっていくものだと私は思っているのです。そういう中で、設立当初から伝わっているものをどのように継承しておられるのか、まずそこから伺いたい。

○藤原生涯学習文化財課総括課長 その地域に自然、歴史、文化、そして産業等、子供たちにとって学ぶべきたくさんの素材があることは委員御指摘のとおりでございまして、そのような地域素材を生かしながら、地域の特性を踏まえて各県立青少年の家で事業を展開しております。今回その3県立青少年の家の指定管理について議決を求めていますけれども、県立青少年の家がそれぞれの地域のよさを、そして人とのつながりを生かしながら運営できるように心がけております。

○伊藤勢至委員 当時これを設置した際に、皆さんに共通項として、多分北海道大学のクラーク先生のボーイズ・ビー・アンビシャス、そういう心が流れていたものと私は思うの

です。したがって、そういうものを育てていくことによって岩手県の人材を育てていくことができると思うのです。したがって、当時から県南、沿岸、県北地域はどうしても県央地域に一步おくれているが、そこを元気づけようという部分が一番根っこになければならないと思っております。そういう中で、岩手県からしばらく偉大な人が出ていないと思います。若干前までは県北地域からもいろいろな人が出て、県南地域からも出ています。沿岸地域がなかなかないのです。三閉伊一揆のときの首謀者ぐらいの流れで、その後偉人といえますか、後世に伝えるような人が出ていないのですが、その一つには、共通して海を活用するという目線が欠けていたと思います。それから、三つの青少年の家に共通して欠けているのは、天文の部分だと思っています。三つの施設どこでも見られるものでありますが、特に沿岸地域におきましては夏の夜に、県立陸中海岸青少年の家は山田町にありますから船越浜に行って砂浜にひっくり返って天上を見れば、物すごい星の数でして、10分も見ていれば5個か10個ぐらいの流れ星を見ることができるのです。それが子供たちの天文に対する興味を起こさせる最初のものになると思うのです。今月15日に水沢の旧緯度観測所に参りますが、あそこで長い間研究をした結果がブラックホールの解析の糸口になったという話があるので、多分そこを選んだのだと思いますけれども、そういう夢とロマンを持った若い者をどんどんふやしていただきたいと思うのですが、いかがお考えですか。

○藤原生涯学習文化財課総括課長 お話しのとおり、地域の自然、そして文化等に、子供たちが直接触れることは、子供たちの感性をより豊かにし、一生忘れ得ない、ふるさと、地域への思いをより深くするものと考えております。そういった意味で、岩手県のそれぞれの自然、特に沿岸部であれば海や天体等も考慮に入れながら、青少年の健全育成のための体験活動等の充実を図っていきたいと考えております。

○伊藤勢至委員 天体というと、まず地球の生い立ちに入っていくのかもしれませんが、いずれ私はプラネタリウムをつくれと言っているのではない。座学で結構ですから、映像をちょっと用意をすれば、特に冬場なんかは、実態は各4年制大学、短期大学の合宿所化していると言っても過言ではないようではありますが、それはそれで利用促進のためにはいいことだと思います。青少年だって5年もたてば大学生、短期大学生になるのですから、それは同じだと思うのですが、ただこういう冬場のどうしてもアウトドアがちょっと制限されるようなときにこそ、そういうものを持ち込んで夢とロマンを与えることがなければいけないのではないかと。うそはだめですが、ほらを吹けるような人間に育てないといけないと思います。ほらとうその違いを教育長に聞こうとは思いませんが、南極大陸の最初の発見に手を挙げたのは秋田の白瀬矗です。そして、東北帝国大学の八木アンテナの八木秀次先生、光ファイバーの西澤潤一先生、いろいろな人は出ているのですが、その後が続いてこない。大変残念に思っていますので、岩手県のよさ、我々が持っているいいところを若い世代に伝えることによって、愛郷心、そして一旦は出るけれども、ふるさとに帰ろうという気持ちにつながっていくと思いますので、その辺のお考えを教育長に伺って終わります。

○佐藤教育長 県内に三つの青少年の家が設置されておりまして、それぞれの地域の特性を生かした設置形態になっていると思います。内陸地域、それから沿岸地域、そして県北地域。そして、今伊藤委員からも御指摘があったように、沿岸地域であれば海を活用した研修プログラムとか、それから県北地域にあってもスケート場があることで、それぞれの地域の特徴を生かした活動ができるものと考えます。

そして、施設は社会教育の基幹業務を担っておりまして、少人数であっても、それをしっかり下支えするといえますか、円滑な研修業務等ができるように、施設管理部門は、さらにそこから給食業務であるとか、さまざまな管理は民間に委託して効率的に運営しているところでありまして、そういった中での指定管理者制度の導入をしてきているわけであります。

そして、伊藤委員からお話があったように、子供たちが小さいときに、それぞれの地域の特性を生かした研修プログラムに参加して、さまざまな学びの中で愛郷心を培い、将来、羽ばたく夢とか希望をしっかりと自分の中に根づかせる。探求心を持って、発達段階に応じて自分を高めていく貴重な経験をする施設だと思います。それをいかに円滑に管理運営していくかどうかなりますので、何とぞ御理解の上、御支援賜ればと思います。

○柳村一委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。各案件について討論はありませんか。

○斉藤信委員 私は、三つの施設について、それぞれ質問してまいりました。指定管理のあり方に極めて重大な疑義があります。この施設の責任者は所長です。そして、それは教育部門への委託になります。そして、実際に施設の管理もたった2人でやるのではなくて、教育部門のメンバーと一体となって行っています。だから、そういう点で、施設管理だけを分けたような指定管理のやり方は合理的ではないし、実態を反映していない。ぜひ全国の青少年の家の管理運営の方式を調査研究をして、本当に合理的な、実態を反映した運営方式に改善、見直すべきだと思いますので、こういう趣旨で、この三つの議案には残念ながら反対をいたします。

○柳村一委員長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 ほかになければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 これより採決いたします。採決は1件ずつ行います。

お諮りいたします。議案第1号令和2年度岩手県一般会計補正予算（第6号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第10款教育費第1項教育総務費、第2条第2表繰越

〔賛成者起立〕

次に、お諮りいたします。議案第 21 号岩手県立県南青少年の家の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについては、原案を可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔替成者起立〕

次に、お諮りいたします。議案第 22 号岩手県立陸中海岸青少年の家の指定管理者を指定することに關し議決を求めることについては、原案を可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔替成者起立〕

次に、お諮りいたします。議案第 23 号岩手県立県北青少年の家の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについては、原案を可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔替成者起立〕

次に、議案第 13 号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

議案（その２）の 20 ページをお開き願います。あわせてお手元に配付しております資料をごらん願います。議案の事件は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇様を相手とするものであります。

損害賠償の原因は、令和2年8月11日、岩手県立宮古恵風支援学校敷地内において職員が草刈り作業を行った際、跳ね上げた小石が敷地内の駐車場に駐車中の同校職員〇〇〇〇所有の自動車に衝突したことにより、右フロントドアガラスが破損し、損害を与えたもの

であります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○柳村一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○城内よしひこ委員 この案件については事件当事者と被害者との間で和解が調ったのですが、10 対ゼロの過失割合ですか。

○新田学校施設課長 10 対ゼロで、全額を県の賠償額と決定します。

○柳村一委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって教育委員会関係の議案の審査を終わります。

この際、執行部から、再発防止「岩手モデル」策定委員会の設置について及び岩手県文化財保存活用大綱策定について発言を求められております。なお、それぞれの報告の後、当該報告に対する質疑を行うこととし、その後、委員からのこの際発言としたいと思います。

最初に、再発防止「岩手モデル」策定委員会の設置について発言を許します。

○高橋県立学校人事課長 それでは、再発防止「岩手モデル」策定委員会について御説明申し上げます。

文教委員会資料の1 ページをごらんください。初めに、これまでの経緯でございますが、8 月 4 日、この文教委員会で調査報告書の概要について御説明をいたしました。9 月 3 日にはスポーツ庁を訪問し、調査報告書の概要を御説明するとともに、外部からお願いする委員の適任者について御推薦をいただいております。その後、外部からお入りいただく委員の先生と就任依頼等の調整を行いまして、11 月 30 日、設置要綱を決定しております。

次に、2 の委員会の概要でございます。名称は、再発防止「岩手モデル」策定委員会とし、調査報告書の提言の趣旨を尊重し、再発防止に向け、調査書で御提言いただいた悩みや苦しみを抱えた生徒が援助希求できる体制の構築、生徒の主体性を育む指導体制の構築、そして調査報告書の提言に基づく岩手モデルの発信について、具体的に取り組みを協議するものでございます。

(2)、協議事項でございますが、調査報告書の提言を踏まえ、①、体罰・ハラスメントの防止に向け、途中省略いたしますが、マニュアル・ガイドライン等を改良すること。②、

部活動指導のあり方や部活動指導者に対する研修内容を検討し、実践的研修を実施すること。③、生徒に選択する力をつける進路指導やキャリア教育の方法を示すこと。④、生徒が主体的に部活動に取り組める環境を整備すること。⑤、自殺予防に向け、悩みや苦しみを抱えた生徒が援助希求できる体制を構築すること。⑥、問題ある指導について正確な事実認識、適切な対応・評価、的確な情報共有ができなかった理由を解明し、それらを確実に遂行できる方法・体制を構築すること。⑦、管理職研修の内容を検討し、実施すること。⑧、これらのことを全体調整を行いまして、再発防止「岩手モデル」について発信することにいたしました。

(3)、委員でございますが、今御説明申し上げましたように、本委員会ではさまざまな観点、多様な視点からの協議が必要となっております。そのため、関係分野の有識者の方を委員として委嘱し、それぞれ専門的な立場から御意見をいただきながら協議を進めてまいりたいと考えております。具体的には、4ページに委員の名簿をつけておりますのでご覧ください。一番上の岩手医科大学の大塚教授、自殺対策を御専門としております。それから、キャリア教育を御専門とする法政大学の児美川教授、保健体育教育とか部活動指導を御専門とする高橋教授、そしてスポーツ危機管理を御専門とする日本体育大学の南部さおり教授、さらに法曹関係として仙台弁護士会の小幡弁護士、岩手弁護士会の藤田弁護士に就任していただくこととしました。

今後、再発防止「岩手モデル」策定委員会の開催日について日程調整を進めまして、早期に第1回を開催したいと考えております。痛ましい事案が二度と発生しないよう、本委員会において実効性のある取り組みについて議論を深め、岩手モデルの発信に向けて進めてまいりたいと考えております。説明は以上でございます。

○柳村一委員長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

○高橋穩至委員 再発防止の観点が委員会の方針で、委員会の名称を岩手モデルとしているのですが、これはほかにもモデルがあるのか。何かにつけて岩手モデルとよく出てくるのですけれども、この岩手モデルとした意図は何なのかをまずお伺いしたいと思います。

○高橋県立学校人事課長 まず、報告書の中で岩手モデルを発信することと求められましたので、そこの表現を使わせていただきました。ただし、岩手モデルとだけすると、それこそ何の岩手モデルかわからないので、その頭に再発防止とつけさせていただいたものでございます。

○高橋穩至委員 名称ですので、目的が達成されればそれでいいのですけれども。

それで、根底にある課題の一つ、今後の再発防止で一番大きいのは、②の部活動指導のあり方がポイントになってくるかと思います。そんな中で、これはやはり部活動あるいはスポーツ振興全体についてもそうなのですが、同時並行で今検討しているはずですが、学校と社会体育、スポーツ振興活動との連携が非常に大事ではないかと思います。要はそれらにも当然、防止活動をリンクさせないと効果は上げられないと思うのです。その辺をどう進めていくのかお伺いしたいと思います。

○高橋県立学校人事課長 委員御指摘のとおりでございます。現在、中学校の部活動のあり方について検討を進めております。その検討と、やはりこの岩手モデルの検討はリンクしなければならないと考えておりますので、その中学校の部活動のあり方の検討状況も、ぜひ情報共有しながら進めてまいりたいと考えております。

○高橋稔至委員 ぜひそこはしっかりと全体像を見ながら、単なる再発防止ではなくて、仕組みとなるようなことをやってほしい。例えば私もスポーツ指導員の資格とかをいろいろ取ったりもしていますが、教えるためには必ず研修制度があります。研修は、日本体育協会やさまざまな競技団体ごとにもありますし、そういった研修をしっかりと受けておく必要があるのではないかと思います。ほとんどの中学校や高校の先生は部活動を持ちますが、顧問に就任させられると専門分野でなくても部活動を持たなければならない。そういう人たちに、そういう指導者研修の受講を強制できるかどうかという、学校組織の中の先生の職務としてのあり方にも関係してくる、非常に幅広い範囲に影響してくる問題になってくると思います。そこを整理しながら、岩手モデルと言うからには、岩手県ではこういう体制ですよと言えるものをつくってもらえればと思うのですが、そこら辺は所感だけお伺いして、今後の取り組みに期待したいと思いますので、お願いします。

○清川保健体育課総括課長 今委員から御指摘いただきましたことは、中学生の部活動を含めた今後のスポーツ、文化、全ての活動につきまして、部活動に携わる顧問の配置、それから地域の指導者を含めて、総合的に中学生の部活動がどうあるべきか、生徒をどう支えていくべきかの議論すべきということで、まさに今その途中でございます。よりよい方向へ導いていきたいと考えております。

○千葉盛委員 まず、この委員会の設置に当たって、当初の予定より時間を要したと思いますので、その理由をお聞かせください。

また、再発防止「岩手モデル」策定委員会が設置されましたけれども、岩手モデル策定の時期とか発信の時期をいつと考えているのかお知らせください。

○高橋県立学校人事課長 まず、予定より時間がかかったことについてでございますけれども、どの分野の委員に入っていただいたらいいのかの検討で時間がかかりました。さらに、委員の人選の段階、そして委嘱の段階でも時間がかかったものでございまして、当初より2カ月ほどおくれた形になってしまいました。

それから、発信の時期でございますけれども、まずは令和3年度末をめどにスタートしたいと考えております。

○千葉盛委員 委員の検討、選定に時間を要したとのことですが、その割には構成員がほぼ県の方々なのですけれども、これは予定どおりの構成なのですか。

また、このメンバーで、調査報告書にもあるように、生徒の視点とか、第三者、保護者、外部の視点、こういったものがきちんと反映されるようになるのか、その辺をどう考えているかお伺いします。

○高橋県立学校人事課長 まず、県教育委員会内のメンバー、それから文化スポーツ部と

か学事振興課、その辺のメンバーについては、関連する分野の部局にお願いしに回って、お入りいただいたものでございます。外部からお入りいただく委員につきましては、当初予定した方がお引き受けいただけなかったりしたこともございまして、それでちょっと時間がかかってしまったものでございます。

それから、委員会本体の下に部会を設けたいと考えております。資料の3ページ目をごらんいただきたいのですが、部会を設置しておりまして、この部会で、具体的な案、取り組みのたたき台を考えていきたいと考えており、ここに現場の教員などが入って案づくりに参加する形にしたいと考えております。

○千葉盛委員 部会の構成も聞きたかったところです。一応令和3年度末がめどで、時間があるようでない気がしますけれども、調査報告書では二度とこういった悲劇を起こさないように求めている、本当に慎重な議論も含めて、一刻も早くしっかりとモデルを示していかなければいけない。モデルの策定もそうなのですけれども、同時並行的に、当たり前のことというか、今までもやらなければいけなかったことを、またさらに深化させていくことが大事だと思いますので、同様のことが起こらないように、現場、学校の教諭がしっかりと行っていたきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

○斉藤信委員 再発防止「岩手モデル」策定委員会、題名からいうと、何の再発防止なのか、タイトルだけだとわからないのです。だから、私はこの再発防止「岩手モデル」策定委員会の名称がこれでいいのか疑問です。ほかの人から見て、経過がわかっている人はわかるけれども、そうでない人にはわかりにくい名称なのではないか、これがまず第1点の問題提起です。

それで、7月22日に県立高等学校生徒の自死事案に係る第三者委員会の県立学校児童生徒の重大事案に関する調査報告書が出されました。私も熟読しましたし、議会でも取り上げてきました。あれ以上の調査はないわけだから、私は速やかに該当の教員の処分をしっかりとすべきだと思いますけれども、この見通しはどうなっていますか。

○高橋県立学校人事課長 現時点でいつまでにとは申し上げられませんが、県教育委員会として事実確認とか処分内容の検討を行って、適切に対応してまいりたいと考えております。

○斉藤信委員 あれだけの長期にわたる調査を行って調査結果が出たわけだから、県教育委員会が事実確認することはそんなに難しいわけではない。あなた方が別の調査をするわけではないのだから。あれだけの本当に具体的な事実経過の要因と今後の対応まで含めて出されたことをしっかりと受けとめて、しっかりと処分をすることが大事だと思うけれども、これは教育長に聞きましょう。

○佐藤教育長 7月22日に県立高等学校生徒の自死事案に係る第三者委員会から県立学校児童生徒の重大事案に関する調査報告書の提出を受けまして、私どもも再発防止岩手モデルの策定に向け、早期に委員会を立ち上げて検討を進めたいと思い、9月末までに設置して検討を始めたいとお話をさせていただいておりました。それが、先ほどの答弁にありま

したように、外部委員の選定に当たり、いろいろな方面の方々にも打診したりしたのですが、なかなか折り合いがつかなかったり、調整に時間がかかりましたが、何とか今回御報告できる形に選任が進み、各委員から協力をいただいて、委員会が立ち上がるころまで参りました。

そして、今御質問にあった該当教員でございますが、県教育委員会として処分をしなければなりませんので、県立学校児童生徒の重大事案に関する調査報告書をいただいているわけではありますが、教育委員会としての調査等もしっかり行った上で適切に対応したいことから、こちらは今慎重に進めております。

○**斉藤信委員** 今の答弁で私が不可解なのは、県教育委員会としても調査しなければならないということです。県立高等学校生徒の自死事案に係る第三者委員会の調査と県教育委員会が行おうという調査は何が違うのですか。私は必要なのは本人への確認だと思います。本人に対して、あの調査結果を確認することは必要かもしれないけれども、あの県立高等学校生徒の自死事案に係る第三者委員会の県立学校児童生徒の重大事案に関する調査報告書以外に県教育委員会が調査する内容はないと思うのです。あなた方が委託し、あれだけ長期にわたって丹念な事実経過を追い、その要因まで明らかにされたのに、必要な調査があるのなら、県教育委員会の調査の中身は何なのか、それについて示してください。

○**山村参事兼教職員課総括課長** 事実関係の確認、関係者からの聞き取り、本人からの聞き取りなどを懲戒処分的前提として行わなければなりません。県立学校児童生徒の重大事案に関する調査報告書は、報告をまとめる立場で調査をしていただきました。その報告はいただいておりますけれども、懲戒処分をするに当たっては、やはり我々としても事実関係の確認をしっかりしなければなりませんので、本人への確認も含めて、必要な調査を行わなければならないものです。

○**斉藤信委員** だから、あなた方が、事実関係の調査は県立高等学校生徒の自死事案に係る第三者委員会に依頼したわけです。県教育委員会が、そうでしょう。県立高等学校生徒の自死事案に係る第三者委員会の役目は事実究明でしょう。だから、私は、あれだけの県立学校児童生徒の重大事案に関する調査報告書を受けても必要な調査というのだったら、最小限、あの調査報告書を本人が認めるのかどうかだと思います。それ以外の調査はないと思うのです、皆さんが県立高等学校生徒の自死事案に係る第三者委員会に依頼して徹底した調査をしたわけだから。そういう意味から、県立学校児童生徒の重大事案に関する調査報告書をしっかり受けとめて、速やかに最小限の調査を行って、速やかに該当教員の処分をする。そこに私は県教育委員会の姿勢があらわれると思います。やはり処分に逡巡するような曖昧な姿勢は、一番よくないのではないかと思います。

それで、きょう報告された再発防止「岩手モデル」策定委員会の設置でありますけれども、名称は先ほど言いました、再発防止「岩手モデル」策定委員会でもいいのか。私は何の再発防止なのかがわかるような名称にしたほうがいいのではないかと思います。協議事項で一番重要なポイントは、私は⑥だと思うのです。今回の事案にかかわって、問題ある

指導について正確な事実認識、適切な対応・評価、的確な情報共有ができなかった理由を解明し、正確な事実認識、適切な対応・評価、的確な情報共有を確実に遂行できる方法、体制を構築する。なぜあのような事件が起こったのかを、県立学校児童生徒の重大事案に関する調査報告書を踏まえて、あなた方みずからがこのことを検証するのが、再発防止「岩手モデル」策定委員会での一番大事な仕事だと感じますが、これはもう再発防止「岩手モデル」策定委員会でなされることとしている。県教育委員会はこの県立学校児童生徒の重大事案に関する調査報告書を受けて検証を行いましたか。

○山村参事兼教職員課総括課長 県立学校児童生徒の重大事案に関する調査報告書を受けまして、再発防止「岩手モデル」策定委員会の設立に向けて準備を進めてまいりました。実際に設立しまして、部会も設置し、⑥のテーマも含めて具体的にこれから検討を進めてまいります。

○斉藤信委員 先ほど高橋委員からも②が大事だという話があり、私もそのとおりだと思うのですが、特にここで研修内容について、スポーツ・インテグリティの視点を踏まえて検討し、実践的検証を実施するとあります。このスポーツ・インテグリティの視点を踏まえて実施するという、この中身を説明してください。

○高橋県立学校人事課長 現在文化スポーツ部で、いわゆるスポーツ・インテグリティ、スポーツの健全性とかといった視点で、さまざまな研修での取り組みを始めております。そのような知見、あるいは実践に学びながら、再発防止岩手モデルで考える研修についても検討していかなければならないと考えております。

○斉藤信委員 このスポーツ・インテグリティの問題については、先ほど私、文化スポーツ部でも取り上げましたので、ここではしませんが、このスポーツ・インテグリティの視点を考えたときに、何よりもやっぱり生徒の人権を最優先する、守る、この観点が大事だと思うのです。不来方高校の事件にしても、11月16日に処分をされた盛岡市内の中学校の陸上部顧問の問題にしても、部活動の私物化です。そして、自分の言うとおりに部員、生徒を操ってしまおうとする。子供の人権がないのです。これはスポーツに限らないのだけれども、スポーツの高潔性とか誠実性とか、その前提となるのは、スポーツをする子供たちや人たち一人一人の人権が守られることで、私は本当にこれが大事なのではないかと思っています。そこにこそ部活動の一番改善すべき課題があると考えています。

そして、学校の問題としては、幾つか事件が起きているのだけれども、やはり学校の内部でそれが問題にならない体質、校長先生がそれを管理監督できない、該当職員をかばうこと、この学校の体質もまた改善されないと同じことが起こり得る。私はそういう点で、学校のこれまでのような体質の改善もあわせて問われていると思うのです。そういう意味で、しっかりとこの点を協議、検討していただきたい。

そこで、少し中身に入りますけれども、最初に名簿についてお聞きをします。4ページ目で策定委員の名簿が示されました。この再発防止「岩手モデル」策定委員会を設置する上で、遺族の方からどういう要望が出され、県教育委員会はそれにどう対応したかをまず

お聞きします。

○高橋県立学校人事課長 御遺族から個別に御意見とか御要望等は伺っておりますけれども、それについて公にすることについては差し控えさせていただきたいと考えております。

○斉藤信委員 先ほどの最初の説明で、スポーツ庁を訪問して策定委員の人选の依頼を行ったとの話がありましたが、スポーツ庁からの紹介者もいたのですか。

○高橋県立学校人事課長 スポーツ庁でいわゆるガイドラインをつくっておりますけれども、そのガイドラインを作成する段階で委員に加わった方、それから意見を聞いた方、そういった方を御紹介いただきました。その中から就任依頼に当たらせていただいております。

○斉藤信委員 今度の再発防止「岩手モデル」策定委員会では、3ページ目ですが、八つの部会が設置をされる。部会は県教育委員会の内部で構成されるのではないかと思いますけれども、策定委員の方々はこの部会にそれぞれ入るのか、入らないのか、どうですか。あと、部会は5人なのか10人なのか、どの程度の人数を考えているのかを含めて示してください。

○高橋県立学校人事課長 基本的には、部会については県教育委員会事務局の職員が中心になりますけれども、先ほども御説明申し上げましたように、現場の教員などにも入ってもらうことにしております。

それから、部会の規模ですけれども、部会の担当する内容で、人数がかなり大きなものから小さなものに分かれる見込みでございます。例えば、(5)の自殺予防教育検討部会は、相当広範囲な部分を検討しなければなりませんので、ここの構成員はかなり大きな構成員になり、さらにチーム分けも必要になるのではないかと考えております。その辺については、第1回の委員会で御提案申し上げて、御相談申し上げたいと考えております。

○斉藤信委員 再発防止「岩手モデル」策定委員会のメンバーもかなりの数に及ぶわけがあります。そして、ここが一番大事な会議になると思うのですけれども、結局部会待ちになって、再発防止「岩手モデル」策定委員会の審議がおくれることを一番危惧します。だから、この部会の協議と再発防止「岩手モデル」策定委員会の協議とは、どのように進められるのか、同時的に進められるのか。私は相互作用が必要だと思うのです。やはり再発防止「岩手モデル」策定委員会の協議、これがあって部会の協議が進む、部会の協議が再発防止「岩手モデル」策定委員会に反映されて、さらに煮詰められるというか、そういうことをしないと、部会待ちになってしまうのではないかという危惧があります。策定のめどは令和3年度中といっても実質1年ですよね。そういう点で、この再発防止「岩手モデル」策定委員会と部会との関係、これはどうなるか。再発防止「岩手モデル」策定委員会は、例えば月1回程度の開催を考えているのかどうかも示してください。

○高橋県立学校人事課長 部会の検討事項を再発防止「岩手モデル」策定委員会で検討してもらい、そして再発防止「岩手モデル」策定委員会で出てきた意見を部会で引き取って、さらに具体策を検討し直す、そのような方法を考えております。委員会は年4回程度の開

催を考えております。

○**斉藤信委員** 再発防止「岩手モデル」策定委員会を年4回。

○**高橋県立学校人事課長** はい。

○**斉藤信委員** 年4回になると、部会の中で協議して、中間で、一定の骨子なり、中身を反映させながらになるのではないかと思いますけれども、ぜひ再発防止「岩手モデル」策定委員会が機能を発揮するような運営に心がけていただきたい。

そして、この要綱の中、第4条の5に、委員会は、必要があると認めたときは、遺族等構成員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができるとあり、これは再発防止「岩手モデル」策定委員会が判断することでありますけれども、このような規定があるのだから、遺族、当事者の意見をぜひしっかりと受けとめて行っていただきたいと思います。これを最後にお聞きして終わります。

○**佐藤教育長** 委員会の会議の持ち方でございます。御遺族等の構成員以外の方にも委員会として出席を求め、そして御意見を伺いながら、再発防止「岩手モデル」の策定に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○**小西和子委員** 確認ですけれども、再発防止「岩手モデル」は市町村立小中学校にも適用するものであるのかどうか。

○**高橋県立学校人事課長** 別表の委員の中にも義務教育担当の課長にも入っていただいております。ですので、単に県立高校だけのもの、あるいは県立学校だけのものにしない、そのつもりでこのメンバーを構成しております。私立学校にも理解していただきたいとの思いから、学事関係課からも入っていただいております。

○**小西和子委員** それであれば、市町村教育委員会のハラスメントの防止等に関する基本方針等が策定されているかどうかを確認しなければならないと思いますし、それからスクールハラスメントの記載がそれにはあるのかも把握する必要があると考えますけれども、いかがでしょうか。

○**山村参事兼教職員課総括課長** 今回の再発防止「岩手モデル」策定委員会では、県立学校児童生徒の重大事案に関する調査報告書の中にあった提案を尊重して、再発防止の検討を進めようとするものでございます。その作業の中で、市町村教育委員会のハラスメントの防止マニュアル等の策定状況等を把握する必要があるとあれば、そういった作業も進めていきたいと思います。

○**小西和子委員** 県教育委員会が熱心にさまざまなことに取り組んでいても、市町村教育委員会まで行き届かないで、例えば在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の制限時間の規則は半分くらいしか策定されていないのです。そういうことで、強く指導していただきたいと思います。

最後ですけれども、6月1日に改正された岩手県教育委員会パワーハラスメントの防止等に関する基本方針では、スクールハラスメントに関する項目が全くありませんよね。改定すべきと考えますけれども、いかがでしょうか。

○山村参事兼教職員課総括課長 パワーハラスメントの防止等に関する基本方針につきましては、国の指針であったり、他県の同じガイドラインなどを参考にして6月に策定させていただきました。内容については、随時というか、必要に応じて見直しを行い、現場の状況、職場の状況に応じて、パワーハラスメントが起こらないよう基準になるものにしていきたいと考えております。

○柳村一委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 ほかになければ、これをもってただいまの報告に対する質疑を終わります。

この際、3時10分まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○柳村一委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、佐藤教育局長兼教育企画室長は岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部第25回本部会議に出席のため欠席となりますので、御了承願います。

次に、「岩手県文化財保存活用大綱」策定について発言を許します。

○岩渕文化財課長 それでは、「岩手県文化財保存活用大綱」の策定について御説明いたします。

資料1をごらんください。1の策定の趣旨と経緯についてですが、平成31年4月に改正施行された文化財保護法の規定により、都道府県は文化財保存活用大綱、また市町村は文化財保存活用地域計画を策定ができることとされました。これを受け、教育委員会では、岩手県文化財保存活用大綱を策定することとし、昨年から検討会議の設置、市町村及び専門家等への意見照会などを行い、文化庁とも協議しながら作業を進めてきております。

当該大綱の策定については、いわて県民計画（2019～2028）第1期アクションプランー政策推進プランーにも位置づけており、県が当該大綱を定めることにより、文化財の保存及び活用に関して、県と関係市町村との一層の連携や、総合的な取り組みの推進が図られるとともに、市町村が策定する文化財保存活用地域計画に対する情報提供や助言等の支援効果が期待されるものであります。

次に、2の策定する計画の案の概要についてですが、今回策定する大綱は、岩手県の文化財保護に関する基本的な方針を示し、県と市町村等が各種の取り組みを進める上での共通の基盤とすることを目的としております。また、本県文化財の成り立ちや特徴について地域的観点を踏まえて整理するとともに、東日本大震災津波の経験に基づく文化財の危機管理等についても記載しており、本県の文化財の特質や経験を生かした岩手ならではの取り組み内容としたものです。

3の策定スケジュールでございますが、本計画の策定に当たりましては、専門家で構成される岩手県文化財保存活用大綱策定検討委員会における議論等を踏まえ、素案に反映さ

せたところであり、今後パブリックコメント等も実施し、いただいた御意見を踏まえて内容の修正、整理した上で、3月の教育委員会定例会において決定したいと考えております。

次に、岩手県文化財保存活用大綱（素案）の内容についてですが、お配りしておりますA4の資料の概要版をごらんください。本大綱は全5章構成としており、第1章では大綱策定に至る背景と目的について整理し、対象とする文化財を定義づけ、法令やほかの計画との関連を示しております。第2章と第3章は、目指すべき姿とその実現に向け、保存・継承、調査・研究、活用・地域づくりという三つを基本方針として、その実現に向けた方策と講ずる措置について整理しており、指定文化財の調査支援や市町村が策定する文化財保存活用地域計画への支援などについて記載しております。第4章では、文化財の防災と災害発生時への対応について整理しており、文化財の減災・防災のための連携体制や文化財レスキューの対象など、東日本大震災津波の経験を踏まえた文化財の災害対応などについて記載しております。また、第5章では、文化財保護の推進に向けた体制等について記載しております。

なお、概要版とは別に資料3として岩手県文化財保存活用大綱の素案を添付させていただきましたので、後ほどごらんいただければと思います。以上で報告事項の説明を終わります。

○柳村一委員長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 なければ、これをもってただいまの報告に対する質疑を終わります。

この際、何かありませんか。

○城内よしひこ委員 端的にお伺いします。県立高校の新型コロナウイルス感染症拡大の影響についてお伺いするわけでありますけれども、進学の実況及び就職の実況はどのように推移しているのかお伺いしたいと思います。

○須川高校教育課長 進学への影響についてですが、県教育委員会として、臨時休業中においても学びの継続を図るために、学校の実態等を踏まえ、プリント教材等に加え、動画やオンラインによる指導、民間の学習支援サービスによる授業動画の活用等、環境を整えております。

また、意欲ある生徒が経済的理由により大学等の進学や修学を断念することがないように、低所得世帯に対する授業料等減免及び給付型奨学金や貸与型奨学金などの返還困難者に対する負担軽減策の情報を提供しながら、生徒に対してきめ細やかな指導を進めております。

○木村学校調整課総括課長 続きまして、就職の実況についてであります。12月1日に岩手労働局から発表されました10月末現在の県内新規高卒者対象求人数は5,112人で、前年同期比812人の減少、率で13.7%の減少となっています。ただし、過去10年間で見ますと、4番目に多い求人数となっております。職種の特徴としては、建設業の求人数は増加しているものの、宿泊業の求人数が約半減しているなど、産業別で傾向が大きく異なっております。希望する職種を変更した生徒がいることは学校から聞いておりますが、その影

響については限定的だと捉えております。

そんな中で、10月末現在の就職内定率は70.5%です。就職の選考開始がことしは1カ月後ろ倒しとなっているため、昨年9月末現在と比較しますと、0.1ポイントだけの減で、内定率としては大きな影響は見られていない状況です。

○城内よしひこ委員 進学については、能力のある子供が家庭の事情で進学を断念しないように、奨学金であったり、いろいろな制度の周知をしてほしいし、また、今後この状況が続いた場合、家庭では長く支援できそうもないので進学を断念してくれというような話にならないよう、そのようなことも含めて支援をしていただきたいと思います。準備は多分していると思いますが、きめ細かな指導をお願いしたいと思います。

そして、就職も、実は私はそんなに楽観はしてなくて、結構皆さん厳しい状況で、大手あたりは求人があるのかもしれないですが、業種によって状況が違うからと、希望しない職についてしまうと、それもまた短期でやめてしまう理由になり、やめることによる損失のほうが大きく出てしまいます。新規では丁寧に就職指導をしますが、3カ月ぐらいで離職してしまうと、途端にニートになったり、いろいろな意味で安定しない生活が続いてしまいます。行く行く大変なことになりますので、ぜひその辺も楽観視しないで、なるべく生徒が希望する職種につけるように適正な指導を図っていただきたいと思います。その辺はいかがですか。

○須川高校教育課長 進学につきましては、委員御指摘のとおり、現在は奨学金等を必ずしも使うという状況ではないと思うのですが、今後さらにこの状況が続いたときに、家計の急変によって希望進路の変更を考える生徒も出てくるかもしれません。そこで、今まで通知した奨学金等について再度学校を通じて通知する、あとは三者面談等を通じて直接保護者に情報提供するなどして、進路変更を余儀なくされることのないよう指導を進めていきたいと思っています。

○木村学校調整課総括課長 就職指導についてですが、これはもちろんことしだけではなく、これまでもそうだったのですけれども、まだ内定先が決まっていない生徒について、内定率を上げるためにどんどん採用試験を受けさせるのではなくて、きちんと本人の希望する職種とか、あるいは地域とかといったものを丁寧に保護者とともに聞き取りながら就職面談会の案内をするなど、これからも丁寧に進路指導を進めていきます。

○城内よしひこ委員 18の年に巡り合わせでこのような新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する状況になってしまった子供たちにとっては大変不幸なことでありますが、逆に、考え方によってはチャンスであるという位置づけもできると思うのです。それは周りの我々大人の役割だと思いますので、こういうときだからこそこういうこともできるという導き方をしてほしいと思いますので、大変だと思いますが、ぜひ丁寧に対応をお願いしたいと思います。

○千葉盛委員 まず、1点目に新たな県立高等学校再編計画後期計画について伺います。

盛岡ブロックの盛岡南高校と不来方高校の統合とか、あと県南地域の工業高校の統合計画について、各種団体や自治体等から計画の見直し、再考を求めるような意見、要望、署名等が出されておりますけれども、県教育委員会として予定どおり計画策定を進めていく考えのようです。この意見、要望等についてはどのように捉えているのか。また、統合反対の意見が寄せられている中で、このまま計画を策定した後、どのように合意形成を図っていくのか。加えて、現在在学している生徒や保護者、またこれから実際に関係してくるであろう生徒、保護者などの統合計画に対する意見をどのように捉えているのか、お伺いいたします。

○森田高校改革課長 盛岡南高校と不来方高校の統合案に関しての要望等への対応について答弁させていただきたいと思います。

盛岡南高校、不来方高校の統合案に関しましては、盛岡市から慎重な判断を求める要望書の提出があり、また存続を願う会が発足されまして、白紙撤回を求める嘆願書及び署名が提出されております。一方で、計画案公表前の地域検討会議等におきましては、盛岡周辺市町村をはじめ、他のブロックから、盛岡地区一極集中の是正を求める意見が多数寄せられておりまして、このような意見も踏まえて全県的な視点から今回の統合案をお示ししたものでございます。新たな県立高等学校再編計画後期計画案公表後の地域検討会議等におきましては、統合案に賛同する意見も多く寄せられております。

そのほか、生徒とか保護者からの意見についてでございます。盛岡南高校PTAからの要請に応じた説明会を実施しているほか、在校生については、校長を通じて、その様子等について把握しております。また、平成30年度には、計画策定に当たりまして、中学生に対して進路希望等に関するアンケートを実施したほか、地域PTAの代表者や地区の中学校長の代表者にも地域検討会議に御出席いただいております。

現在、これまでいただいたさまざまな意見を踏まえて慎重に成案に向けた検討を進めておりまして、今後におきましても統合の方向とする場合には、考え方について御理解を図るとともに、両校が築いてきた伝統や実績を継承した新しい学校づくりに向けて、関係者の皆様と丁寧な意見交換に努めたいと考えております。

○千葉盛委員 なかなか発展的統合のイメージとか、統合による一極集中の是正ということが理解されていないと思います。その中で、小規模校の統合とは違って、今回のような発展的統合の場合に、その統合計画を見直しとか再考してもらうためには、地域や学校には何が求められて、地域や学校はどんな課題をクリアしていけばいいのか、その辺をお聞きいたします。

○森田高校改革課長 どのようにすれば計画再考の条件に合致するのかでございます。現時点は、これまでいただいたさまざまな意見を踏まえて、子供たちにとってよりよい教育環境を整備する視点を重視しながら、お示しした新たな県立高等学校再編計画案について慎重に成案に向けた検討を進めている段階でございます。再考の条件は何かの段階ではないと御了解いただければと思います。

○千葉盛委員 新たな県立高等学校再編計画後期計画は盛岡一極集中を是正することから進められていると思うのですけれども、一極集中させないための統合以外の施策はたくさんあると思います。子供たちが地元に残って、地元の学校に入りたいと思う高校をつくっていかなければなりませんけれども、県内各地の高校教育の質の向上を図っていくべきですし、それができていないから偏在が出てくると思うのです。統合以外に、一極集中の是正を図るためにどのような取り組み、県教育委員会としてこれを行っているというものをお示してください。

○須川高校教育課長 高校教育の質を高める取り組みについてであります。高校において生徒の学習意欲を喚起し、可能性や資質、能力を最大限に伸ばす教育を行うために、各学校の特色や魅力ある教育を行う必要があると認識しております。将来の地域の人材育成に高校と地域が協働して取り組むことで、高校の魅力化が図られるものと考えており、県教育委員会では今年度から小規模校 28 校を指定して、高校の魅力化促進事業を実施しております。事業対象校では、普通高校における地域課題の解決に向けた探究活動や、専門高校と地元産業界等との連携による地域資源の活用等を実施しております。また、地域住民や地元小中学生を対象に探究活動等の成果を発表することにより、各学校の魅力についての理解を促進するとともに、進学意識の醸成へつなげていこうと取り組んでおります。

また、各学校の取り組みの中では、大船渡高校の大船渡学が全国的にも注目されておりました。地域を学びの材料とし、生徒自身が設定した課題について主体的に探究活動に取り組むなど、学校におきましても総合的な探究の時間や課題研究を活用して地域と連携した探究活動を行い、地域課題の解決や地域創生に取り組んでおります。

○千葉盛委員 魅力向上の一つだと思いますし、行っていることは大変素晴らしいことだと思いますので、子供の負担にならない程度に続けていってほしいと思うのですけれども、結局高校に入って何をしたいのかで高校を選んでいくと思いますので、入ってからの魅力向上はもちろんなのですけれども、地元の高校に入って勉強すれば行きたい大学に行けるとか、行きたい就職先に行けるとか、そういうわかりやすいものがあれば一番いいと思います。それだけではないのですけれども、どうしても、それぞれの地域の学力の高い子が集まるところが、盛岡第一高校などになってしまっている。それを少しでも改善できるような、各高校でさまざまな進路希望にかなった勉強ができるといった、もう少しわかりやすいものにしてほしいです。この発展的統合によって盛岡地域一極集中の是正と言っているのですけれども、結局この高校がとてもいい高校になれば、そこにまたいい人材が集まってきますし、それは否定するものでもないですが、盛岡地域一極集中の是正につながっていくかどうかは疑問です。私はいい人材を輩出する学校はどんどんつくってほしいし、統合することによって素晴らしい学校ができていくイメージを県教育委員会が示すことはいいことだと思いますので、しっかりその辺を含めて進めていってほしいと思います。

あと 1 点だけです。先ほど、進路希望の話が出ておりましたけれども、新型コロナウイ

ルス感染症の感染拡大の影響によって、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校を含めてですけれども、児童生徒の休学や退学があるのかどうか、その辺をお伺いいたします。

○須川高校教育課長 児童生徒の休学や退学の状況についてであります。公立の小学校及び中学校につきましては、制度上、休学や退学はないと認識しております。県立学校について、県教育委員会では新型コロナウイルス感染症の影響による児童生徒の休学や退学に関する調査は行っていないため、その数は把握しておりませんし、休学や退学に関する調査が年1回のため、今年度のデータは持ち合わせておりません。

県教育委員会といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響によって生徒が就学継続を断念することがないよう、例えば高等学校の授業料については、生徒の世帯の家計が急変し、授業料の納付が困難と認められる場合には授業料の減免を行っているほか、授業料とは別に、6月臨時会におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響に起因する経済的な事情によって学業の継続が困難となる生徒の入学選考料、入学料、通信制受講料、寄宿舎料を免除できるよう、県立学校授業料等条例の一部改正について議決いただき、施行しております。

また、家計急変による一定所得未満の世帯には、授業料以外の教材費等の教育費を支援する奨学のための給付金の給付など、就学継続を支援する取り組みを行っております。

今後においても、これら奨学金等の情報をさまざまな機会を捉え、学校を通じて保護者に周知するなど、コロナ禍における就学の支援にしっかりと取り組んでまいります。

○千葉盛委員 就学の支援はしっかりとしていただきたいです。こういった感染症の流行状況においてはなかなか難しいところがあると思いますけれども、いろいろな角度から、調査していただければと思いますので、よろしくお願いします。

○千葉絢子委員 私からは、2点お伺いしたいと思います。

まず、決算特別委員会での答弁がありました県内に5カ所あるフリースクールとの連絡会議についてお伺いいたします。これまでの本会議、それから特別委員会などでもフリースクールとの連携はいろいろ議論されてきたところだと思いますが、改めて連絡会議の設置に至った必要性をどのように認識していらっしゃるかというところからお伺いしたいと思います。

○泉澤生徒指導課長 フリースクールとの連絡会議についてでございますけれども、令和元年度10月25日付で文部科学省から不登校児童生徒への支援の在り方についてという通知が発出されております。その中で、不登校児童生徒に対する多様な教育の機会の確保の観点から、支援について、フリースクールなどの民間施設と教育委員会との連携に努めていくことが示されておきまして、そのことから今般フリースクール等の民間施設との連絡会議を設置しようと考えております。

○千葉絢子委員 フリースクールとの連絡会議は、神奈川県などでとても進んでいる取り組みでございますけれども、私も不登校の子供を持つ親御さんから相談を受けることも時々ありまして、その際、情報の一元化を皆さんは求めていらっしゃいます。このフリー

スクールとの連絡会議が果たしていく役割として期待しているところをお伺いしたいと思います。

○泉澤生徒指導課長 まず、それぞれのフリースクールとか、それから教育関係団体とか、教育機関などが、どのような形で連携をとっていけばいいのかの率直な話を膝を交えながら協議していき、よりよい形で、児童生徒の多様な教育の機会に対応する場をつくり上げていくために、情報交換を図っていくことが必要ではないかと考えております。

○千葉絢子委員 子供たち、そして保護者といたしましては、今までも適応指導教室でしょうか、ありますけれども、なかなか学校に行きにくくなってしまった子供に対して、学校に戻ることを前提にされ過ぎると厳しいとの声もありまして、その子供の居場所をほかにもつくってほしいとなった場合、出席を認めてほしいというか、出席日数に入れてほしいとの声がありまして、それが進学する際のいろいろな参考にもなることですので、ここはきちんと子供たちにとって不利益のないような体制づくりをしていただければと思っております。

これについて来年5月ぐらいに最初の会議を開きたいとお伺いしておりましたけれども、どういった中身で初年度取り組んでいかれるのか、その方針をお伺いしたいと思います。

○泉澤生徒指導課長 子供の居場所につきましては、委員御指摘のとおりだと思います。さまざまな場所で子供の居場所を確保することは大事だと捉えております。

また、出席等につきましては、オンラインとかでも認められる場合も出てくることから、フリースクール、それから適応指導教室などへの参加も出席と認められる状況になっております。

それから、この会議における当面の目標といたしましては、とりあえずそれぞれの取り組みの内容についてお互いに理解し合おうということです。そこで、これからの方向性とか、先ほど委員から御指摘がありました情報の一元化をどう行えばできるのかなどについて、協議を重ねながら進めたいと考えております。

○千葉絢子委員 この連絡会議ができれば、本当に前進と思っておりますので、多くの悩める子供たちの一助になってくださるよう、心から御期待申し上げたいと思います。

次に、児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果をいただきまして、これについてもお伺いしたいと思います。暴力行為が中学校ではふえているとお伺いいたしました。いじめ、さらに不登校の調査結果は、今のところ動向の把握のみ情報提供いただいているのですけれども、この中からどのようにその状況を改善していくのか、県教育委員会として次年度、これをどのように改善に向けて取り組んでいくのか、方向性も一緒に示していくほうが学校現場としても取り組みやすくなるというか、ある程度の指針にはなるのではないかと思います。今のところは動向把握のみの利用となっているのでしょうか。今後このデータをどのように利用していくべきと考えているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○泉澤生徒指導課長 先日お配りいたしました児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上

の諸課題に関する調査の結果につきまして、今我々でも内容について分析しておりまして、どのような課題があるのか、また逆にいい点などについても、状況を踏まえながら、今後、対応したいと考えております。

○千葉絢子委員 この児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査に限らず、県とか国が実施する調査は、実態の把握はできるのです。ただ、その後の方向性について、何らかの方針が示されていることが少ないように感じておりまして、ではこのデータをどう利用して改善につなげていくのかの視点が、現場としても欲しいところなのではないかと日ごろから感じております。

現場の教職員だけではなくて、児童生徒あるいはその保護者に対しても、非常に重要なメッセージになると私は思っております。例えば今回学校現場でも新型コロナウイルス感染症の感染者が出ておりまして、その中で心配されているのが子供のいじめです。実際に盛岡市内でも子供が感染したとのことで、その学校でもいじめが始まっていると聞いております。そのような場合、学校だけに問題があるのではなくて、例えば、あそこで出たらしいとか、あの子の家庭はこうだからというような、親が発信元のいじめが学校現場には相当あると私は思っておりまして、児童生徒の問題行動の背景には家庭環境があり、それが原因の多くを占めている場合もあります。なので、いじめの原因がどこにあるのか、単に、アンケート調査を学校が保護者に対して行うだけではなくて、こういう問題でいじめは起きている、家庭が起因するものもある、親がそのようにしむける場合も少なからずあると、このような認識を学校、子供、それから保護者がきちんと共有することによって、改善していくことも多いのではないかと思います。なので、これは学校現場だけではなくて、家庭が子供としっかり向き合う機会にもなると思っております、振り返りの機会を与えるためにも、毎年実施されている調査ですから、活用していただきたいとお願いをいたしますが、そこに関しての見解をお伺いして終わりたいと思います。

○泉澤生徒指導課長 これらの活用につきまして、学校によってはその結果等を踏まえながら、例えば広報とかで学校の状況をお伝えしたりとか、それからまたPTAの会議等で、今こういうことが起きていますなどと伝えることによって、お互いに学び合ったり、保護者とともに子供たちをいい方向に育てていけるよう努めていると我々は認識しております。

○高橋穩至委員 ちょうど今の時期、来年度に向けた当初予算編成の準備をしているところと思いますが、その中で、今回の一般質問でも取り上げられています来年度の教職員の配置の予定、見通しについてお伺いしたいと思います。ここ近年、少人数学級は別としても、政治でも教員をきめ細やかに配置しようと、ふやす方向で検討をされているとアナウンスがされており、当然これは地方交付税で算定されて、割り当てられることになろうかと思いますが、県教育委員会として、令和2年度に比べ、令和3年度の教員配置の見通しをどのように見ているのか、小中学校、義務教育学校と高等学校についてお伺いできればと思います。

また、タブレット端末が配置されて、ICTサポーターですね、これを来年度どれくら

い見込んでいるのかと、それからもう一点は、新型コロナウイルス感染症対応で支援員が配置されているのですが、来年度の部分について、今の状況からどうなるかをもしつかめていましたら、それらについてお伺いしたいと思います。

○**金野小中学校人事課長** 小中学校の教員定数につきましては、児童生徒数に基づく学級数によって定まるものであり、来年度の児童生徒数及び学校統廃合の状況や、あとは国の加配の状況を踏まえるとともに、高等学校につきましては来年度の学校の収容定員により定まる教員定数と国の加配の状況を踏まえて、各校の実態に応じた配置を検討してまいりたいと思います。

文部科学省は、令和3年度の概算要求におきまして、複雑化、困難化する教育課題への対応を含め、学校の指導体制の充実のために教職員定数の改善を盛り込んでおりまして、県教育委員会といたしましては、国の来年度の予算の動向を踏まえて加配を要望するなど、教員の適切な配置に努めてまいります。

○**渡辺教育企画推進監** ICTサポーターの関係でございます。国でも来年度に向けて検討しているとの情報もございますが、今年度の機器の整備も追いついていない状況もありまして、ICTサポーターについては、来年度に向けて引き続き学校現場をサポートできるように、その配置について検討してまいりたいと考えております。

○**山村参事兼教職員課総括課長** 令和3年度の学習指導員でございます。文部科学省は、令和3年度の概算要求に、学習指導員の配置を盛り込んでおります。児童生徒一人一人に合ったきめ細かな対応を実現する、また、新型コロナウイルス感染症への対応するため、教師や学校教育活動を支援する人材の配置について概算要求に盛り込んでおります。県教育委員会としては、今国の来年度予算の調整が行われておりますので、その動向を注視しながら検討していきたいと考えております。

○**高橋穩至委員** そうすると、文部科学省の来年度予算概算要求の段階で、まだわからない状況なのですね。ただ、これに応じてしっかりと県では配置するということですが、例えばICTサポーターの関係について、要は機器がそろわなくて、配置できなかったとのことですが、これについては確かに物がなければサポートをつけることができない、制度ができてでも使えないということになるのかと思います。たしか前にもそのような質問があったかもしれませんが、見込みとしては当初から準備をできるものなのか、あともし当初からできない場合は途中からつけるような格好になるのか。

それから、この間の決算特別委員会でも伺ったような気がするのですが、国の基準で方向性が出されましたという措置に関して、しっかりと100%以上実現できているのか。加配とか配置の関係、県として配置はできているのかどうかについてお伺いします。

○**渡辺教育企画推進監** ICTサポーターの関係でございますが、今年度機器の整備がおくれていることは申し上げましたが、教員研修などについては今年度から取り組む必要があると考えておりまして、若干ICTサポーターの配置はおくれておりますが、今月には予算執行について、業者と契約を進めて、今年度中にも配置できるように、具体的には、

実際に配置というよりは教員研修の実施とか、あるいは学校で困っていることへの対応ができるような体制の整備を今年度から進めていきたいと考えております。

○山村参事兼教職員課総括課長 教員の配置につきましては、先ほどお答えいたしました、小中学校と高等学校でそれぞれ定数の決まり方がございます。この計算された定数によって配置しておりますし、加配につきましてはテーマごとに加配がありまして、それに各県が要望を出して、文部科学省が全国的な調整を行って数が示されており、その示された数を活用して、県内の学校に適切に配置しております。

○高橋穂至委員 たしかことしの予算についても、地域ごと、テーマごとの加配の話が出ましたけれども、たくさんテーマはございますので、ぜひその要望に添えるように頑張っていたきたいと思います。

○斉藤信委員 最初に新型コロナウイルス感染症のかかわりでお聞きをしますが、昨日に文部科学省が公表した内容によりますと、6月から11月、小中学校、高等学校の児童生徒の感染者は3,303人で、5人以上感染した件数は61件で、小中高とそれぞれ出ています。無症状者が半分でした。岩手県内で、これまで小中学校、高等学校、特別支援学校で感染した生徒は何人いて、それぞれ何校なのかと、休校した学校についてはどうなっているのかを示してください。

○清川保健体育課総括課長 本県における学校関係者の感染についてでございます。学校関係者、児童生徒、教職員含めまして4名の感染でございます。そのうち教職員が1名、児童生徒が3名でございます。休業につきましては、臨時休業をした学校は、11月13日から15日が1校、11月26日から12月4日までが1校、もう一つは11月30日から12月2日が1校。以上でございます。

○斉藤信委員 そうすると、県内では、生徒は3人で教員が1人ということですね。小中学校、高等学校の別は答えられませんか。数が少ないですか、どうですか。

○清川保健体育課総括課長 校種につきましては非公表とさせていただいております、御了解をいただきたいと思います。

○斉藤信委員 昨日の文部科学省の公表とあわせてマニュアルが改訂されて、校内で感染者が発生した場合でも原則として休校とすべきではない、冬場も常時換気し、校内でも防寒具を着用となっていますけれども、この点ではどうですか。

○清川保健体育課総括課長 昨日の文部科学省が示した新たな衛生管理マニュアルでは、まず一斉臨時休業は地域一斉に行うべきではないこと、それから感染者が出てもすぐに臨時休業すべきではないこと、状況を見て保健所と相談しながら判断するものと明記しております。

それから、今後の対応としては、冬期間の換気が重要だけれども、一方で気温が下がると室温も下がり健康被害も懸念されることから、工夫した取り組みが必要で、換気の目安とか、空き教室を利用した2段階の換気とか、地域による工夫した取り組みを共有しながら効率のいい感染症対策をするようにと示されております。

○**斉藤信委員** 3校で休校措置をとられたとのことですが、恐らく保健所とも協議した結果だと思しますので、それはそれとして受けとめたいと思います。あと、生徒はわずか3人とのことで、恐らくこのかわりでかなりの規模の生徒のPCR検査が行われたが、感染者が出なかったのしょうから、引き続き新型コロナウイルス感染症対策をしっかりと徹底してやっていただきたい。

次に、新たな県立高等学校再編計画後期計画のうち、盛岡南高校と不来方高校の統合問題について、最初に教育長にお聞きいたします。11月13日に教育長に1万2,580人分の盛岡南高校の存続を願う署名が提出されました。そして、これは11月25日ですけれども、盛岡市教育長にも、さらにふえて1万4,362人分の署名が提出をされた。この際、盛岡市教育長は、嘆願書をいただき、このたび熱い思いを伝えられたことを改めて県に報告し、また盛岡市教育委員会としての考えもあわせて述べたいとコメントしたことが報道されています。県教育長に、盛岡市教育委員会から、慎重に検討してほしいと2度目の要望書も出ています。1万4,000筆出された盛岡市教育委員会から何か意見があったのかどうか、また署名の重みについて教育長の受けとめをまずお聞きします。

○**佐藤教育長** 11月に盛岡南高校の存続を願う会から、署名1万2,580人の嘆願書を受け取りました。受け取ったときもお話をさせていただいていますが、多くの方々の思いの強さを改めて感じております。それから、盛岡市教育委員会からも、2度にわたって要望書といひますか、いただいております。そのように、同窓会を中心とした地域の方々の思いは十分重みがあることも理解しておりますし、また地域検討会議であるとか、意見交換会を通じて、県民の皆様からさまざまな御意見を頂戴しております。そういった御意見、それから嘆願書等を受け取った重みを感じながら、現在慎重な検討作業を進めております。

○**斉藤信委員** 11月26日に盛岡南高校と不来方高校を訪問してまいりました。どういう特徴、実績を持っている高校なのか、この統合の合理性、妥当性はあるのか、私は直接学校に行って、学校の実態を受けとめてまいりました。何よりもこの二つの学校は、都南、紫波、矢巾地区、この地域にとって大変かけがえのない役割を果たしている。例えば盛岡南高校の場合は、盛岡市都南地域から、159人、矢巾町から86人、紫波町から60人、合わせて305人で43.6%の生徒が進学していて、高校全体の43.6%なのです。不来方高校は、盛岡市都南地域から127人、矢巾町から130人、紫波町から85人、全体で342人、全体の生徒の41.5%、4割以上がこの地域から進学しているのです。矢巾町も盛岡市都南地域も生徒が減っていないところですから、一つの高校がなくなることは、この地域の子供たちにとっては、進学先がなくなる点で、子供たちの教育環境に重大な影響を与えるのではないかと考えますが、どう受けとめていますか。

○**森田高校改革課長** 地域の中学生の進路への影響でございます。受験生は、学校の特色や魅力、将来の進路希望等に応じて志望校を選択しておりまして、義務教育とは異なり、広い範囲の学区を設けている格好でございます。そのため、各学区内において一部地域の中学生の増減はあったとしても、生徒の進路先が広範囲にわたることを考慮しながら、学

区内全体の人数の推移を踏まえ、学びの選択肢を確保しつつ、定員等のあり方を判断しております。

盛岡南高校と不来方高校の統合に関しましては、盛岡ブロックの中学校卒業生が令和7年度までに190人、学級数にしますと5学級相当減少が見込まれるといった中で、これまで以上の学級減によらずに、学校配置のバランスを考慮の上検討したものでございまして、盛岡市都南地区、矢巾町、紫波町の生徒においては、先ほど40%程度を占めているというお話がありましたが、この三つの地区の生徒の進路を見ますと、両校に入っている生徒はそれぞれ1割ずつの状況でございまして、多様な進路に進んでいることも踏まえたものでございます。両校の統合に当たっては、近隣中学校の生徒への影響にも配慮する必要があると考えておりますので、急激な学級減を避けつつ段階的な調整を図ることとしております。

○齊藤信委員 先に結論ありきで、やはり実態を正面から受けとめていないのです。盛岡南高校、そして不来方高校は、体育科にしても、三つの学群にしても、これらは全県学区なのです。そのような中でも、地域の子供たちが4割以上進学をしている。このことを正面から受けとめないとだめだと思います。今度の新たな県立高等学校再編計画後期計画ではこれが一つなくなるのです。だから、地域の子供たちにとって極めて重大な影響を与えることになるかと率直に指摘しておきます。

それで、これらの高校はそれぞれ特徴があります。例えば盛岡南高校は、東北地方の県立高校で初めて体育科が設置されて、今普通科の中にも体育コースがつくられて、ある意味、体育が一つの看板、スポーツが看板の高校です。そして、あまり大学の進学実績にこだわらない、伸び伸びとした教育が行われている。これが特徴です。そして、もちろんスポーツ、特に部活動では全国的にも入賞するような大きな実績を上げて、県教育委員会の強化指定校に三つのクラブが指定されている。ある意味、不来方高校とはさまざまな分野でライバル校なのです。

一方で、不来方高校は、三つの学系、芸術学系、外国語学系、体育学系、これらは各1学級ですが、人文・理数と合わせて4学級、合わせて7学級。この三つの学系が特徴の学校です。

だから、そういう点では、盛岡南高校と不来方高校は近くにあるけれども、その性格、特徴はかなり違う。これを一緒にすることはかなり無理がある。そこで、一緒にするのは距離が近いからという理由以外にありません。それは、教育的理由でも何でもないのではないかと。

実際に新たな県立高等学校再編計画後期計画はどうなっているかといいますと、対等合併と言いながら、3カ年連続して学級を減らすのは盛岡南高校だけです。不来方高校はそのままなのです。盛岡南高校だけ連続して3学級減を行って、4年目に不来方高校の校舎に統合する。だから、不来方高校はどう受けとめているかというと、ほとんどそのまま残るので全然波風は立っていない。盛岡南高校は学級減をして、なくなってしまう学校と地

域も受けとめているし、矢巾町の人もそう受けとめているのです。これが何で対等合併なのですか、盛岡南高校がなくなるだけの統廃合計画ではないですか。

○森田高校改革課長 この統合計画では、新しい統合新設校が普通科の学系を採用することにしております。また不来方高校の今の学系は、外国語であるとか、体育であるとか、芸術であるとかといった学系がそれぞれ1クラスしかございません。このような中、統合に当たってクラス数を減らすとなると、一つしかない学系をなくしながらにならざるを得ない可能性もございますので、学系を残しつつ、盛岡南高校の普通科を減らしながら、体育の学びをしっかりと継承していき、これからの受験生に配慮した統合の形としております。

○斉藤信委員 ですので、実態は、対等合併と言いながら、盛岡南高校だけが学級減をして、なくなるのです。不来方高校は手つかずなのです。だから、盛岡南高校がなくなるとの危機感を持って地域の方々は声を上げているわけです。このようなやり方は、私は本当に道理がないと思います。盛岡ブロックにたくさん的高校があるのに、何で盛岡南高校だけなくさなくてはだめなのですか。一極集中の盛岡ブロック全体の矛盾を盛岡南高校を潰して解消しようとする。教育的な道理がどこにあるのかと思います。みんなが反対しないのは半分理由があるのです。自分が関係する高校には何も影響がないからです。ほかの学校は学級減もないのです。痛みがないのです。盛岡南高校だけなのです。実際には、盛岡南高校を一つなくせば、全体の学級減を解消できるような計画なのではないですか。

盛岡南高校は、盛岡市都南地域の方々の、自分の地元、地域に学校をつくってほしいという切望を受けてつくられた、ことしで38年目を迎える学校であり、先ほど私が紹介したように、初めて体育科を設置して、その後普通科に体育コースも設けて、スポーツ、体育を看板にして学校づくりを続けてきた。オリンピック代表選手も排出した。そういう実績を残した学校であり、何でこの学校をなくさなくてはならないのかと、OBの方々も地域の方々もそう思うのは当然です。盛岡南高校だけに一極集中の矛盾を集中させて学校減を解消してしまおうという、あまりにも安易なやり方ではないのか。地域の願いに応えた形でつくられた学校をしっかりと尊重すべきです。私は盛岡南高校をなくす理由は全くないと思いますが、なくす理由はあるのですか。実態として不来方高校が残るだけの格好ではないですか。

○森田高校改革課長 これまでの新たな県立高等学校再編計画におきまして、盛岡ブロックについては学校の統合は全くない流れとなっておりました。今までは全て学級減によって子供たちの減少に対応してきたものでございます。仮の話でございますけれども、盛岡南高校と不来方高校が統合とならないのであれば、やはり各校の学級減により、生徒数減少への対応を図らざるを得ないことになってまいります。そうしますと、これまで築いてきた盛岡南高校の体育の実績、また不来方高校の体育、芸術、外国語の実績の継承が難しくなってくると考えます。ほかの学校についても同様だと思います。今以上の学級減によって、学校規模の縮小を招いて学校の活力を失うよりは、統合によりまして、規模を生か

した魅力ある学校づくり、実績を残せる学校づくりを重視したいと考えております。

○**斉藤信委員** 結局今本音が出たのです。ほかの学校を学級減したら活力がなくなるから、盛岡南高校に我慢してもらおうと、こういう話です。今まで4から6学級が適切な規模としていました。しかし、この方針も返上してしまいました。やはりもっと丁寧に再編をやるべきだと思います。私は、4から6学級が適切とは思いません。地域によって適切な規模があると思います。しかし一方で、そういうことを基本方針にしながら突然、生徒数が定員を割っていない盛岡南高校が一気になくなるような計画は、本当に地域の方々にとって理解しがたい中身だと私は思います。新型コロナウイルス感染症の影響で十分な協議ができなかったことはありますが、慎重に、地域の声をしっかり聞いてと盛岡市教育長も2度にわたって要望を出しているように、本当に丁寧に、しっかり説明を尽くして、理解を得られなかったら見直す、地域住民の合意を踏まえて進めるという基本的な姿勢が必要だと思いますけれども、最後に教育長に聞いて終わります。

○**佐藤教育長** 私どもは、子供たちの将来にとってよりよい教育環境を整備していかなければならないこと、また生徒が希望する進路の実現、それから地域や地域産業を担う人づくりの観点に立って、今回の新たな県立高等学校再編計画後期計画をお示しさせていただいております。委員御指摘のとおり、3カ年にわたって学級減を行いますと、確かに盛岡南高校が何か犠牲を強いられるようなイメージになってしまうことは、丁寧な説明の点で、配慮が足りなかったようにも思います。そのような意味で、今回さまざまな御意見、御要望等もいただいておりますし、また今斉藤委員から御指摘があったこと等も踏まえながら、慎重に検討を進めたいと考えております。

○**小西和子委員** まず最初に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による授業時数の確保について伺います。先ほどお伺いしましたところ、校種はわからないのですが、三つの学校で休業を行ったとのこと。また、子供たちにも教職員にも過度の負担にならないように、子供たちに寄り添う教育を目指すべきであります。したがって、年度末に向けても授業時数の確保のみにとらわれず、数字だけを満たすことのないようにすべきと考えますが、県教育委員会の見解はいかがでしょうか。他県でとんでもないことが起こっているのです。1時間を35分にして、とにかく数字だけ合わせようなんていう、そんな愚かなことをやっている県もあるそうです。答弁をお願いします。

○**小野寺義務教育課長** 授業時数の確保についてであります。文部科学省の通知におきましては、新型コロナウイルス感染症に伴う影響により、学校教育法施行規則等に定める標準の授業時数を下回った場合においても、下回ったことのみをもって規則に反するものではないとされております。それを受け、市町村教育委員会及び学校に対して、その旨周知しているところであります。また、県教育委員会といたしましては、新型コロナウイルス感染症対策と児童生徒の学びの保障の両立を図りながら、授業時数の確保にのみとらわれない柔軟な対策を講じていくよう、市町村教育委員会との情報共有に努めてまいります。

○**小西和子委員** 時数が満たされなくてもいいですよと文部科学省は言っているのですけ

れども、なかなか大変な県もあると聞いております。

二つ目、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う対策についてお伺いをします。急激な感染者増によって、保護者の検査結果待ちのために、登校自粛をするように迫られるような子供も出てきております。県教育委員会として実態を把握して、子供たちの不安を取り除くような支援をすべきと考えますけれども、どのように考えているのかお伺いします。

○小野寺義務教育課長 子供たちの不安を取り除くための考えについてであります。現在この新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によりまして、家族では自分も感染しているのではないかという不安や恐れから、子供が登校の自粛を保護者と決めていたり、あるいは心理的なストレスを抱えたりしている児童生徒が一定程度いることは承知しております。各学校におきましては、新型コロナウイルス感染症対策について保護者や地域に対して丁寧に説明しております。また、児童生徒の心身の状況をきめ細かに把握し、不安により休んでいる児童生徒へ連絡をとるなど、スクールカウンセラーと連携し、一人一人に寄り添った心のケアに努めております。

新型コロナウイルス感染症に対する正しい理解を図りながら、思いやりや生命尊重の心を育てるなど、一人一人の人権意識の醸成に努めている学校もあると聞いております。

県教育委員会としては、引き続き児童生徒や保護者の心情に寄り添ったきめ細かな対応を一層図ることができるよう、市町村教育委員会と情報共有しながら支援していく考えです。

○小西和子委員 次に、そろそろ来年度の教育課程編成の作業に各学校は入っているかと思います。減らせるものは減らして今年度は行ってきましたので、同じように校内の業務の削減を進めるように周知すべきと考えますし、来年度も全く見通しが立たない状況であります。学力調査、幾つもありますよね。一々言いませんけれども、学力調査等、それから研修とか学校公開という名の出張もいっぱいあります。今年度は県教育委員会で大変配慮してくださり、削減してくださって、本当にありがたかったと現場では言っております。来年度についての大胆な削減を県教育委員会からも発信する必要があると考えますけれども、いかがでしょうか。

○中川学校教育課総括課長 まずは学力調査につきましてですが、県教育委員会におきましては、岩手県小・中学校学習定着度状況調査につきまして、現在次年度以降の調査のあり方について検討しており、今年度中に方向性をお示しできるよう検討を進めております。

また、出張を伴う研修等につきましても、業務負担軽減の観点やオンラインの活用等を踏まえて、引き続き効果的かつ効率的な研修を進めてまいりたいと考えております。まずは県教育委員会が見直すべきものをしっかり見直していく姿勢を示していきたいと考えております。

○小西和子委員 岩手県教職員働き方改革プランの概要は、2018年から2020年度までの3カ年計画でございました。プランの目標は、在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間

の制限時間で月 100 時間以上の長時間勤務者の割合をゼロにする目標を掲げていたことを委員の皆さんも御存じだと思うのですが、柳村委員長が一般質問で質疑をしたときの答弁が新聞に載りました。今年度の上半期についてでしたか、時間外労働がこのくらい減りましたという答弁を新聞で見た県立学校の先生が柳村委員長に連絡をとって、現場の実態は違いますと訴えてきました。それで、1 人で話を聞くよりはと、3 人でその先生の話の聞きました。決して高等学校教職員組合で段取りをしたのでは全くありません。新聞記事内容が違うと、直接、文教委員長に連絡をとったのです。

2 月にですか、在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の制限時間が月 100 時間以上の時間外勤務者ゼロに向けて、県教育長のお名前で通知が出されておまして、それに向けて各職場では努力しているのですが、月 100 時間以上の時間外勤務者を出さないように実際に何をやっているかといったら、朝早く出勤しても 30 分以上後に出勤簿に印鑑を押すとか、休日に残務を行うとか、部活動は最低限の時間にするとか、隠れ残業をいっぱいしている。小中学校では過労死もあって、裁判闘争があったわけですが、そんなうその報告をしていたら裁判のときに助けてもらえない、実際現場がどうなのかをわかってほしい。この学校は健康診断で 43%の先生が要注意、要治療だそうです。そんな働き方をしています。産業医に話を聞いてもらいたいけれども、その時間ももったいないくらい忙しいとのこと。

そこで、たしかこれは小中学校もかかわる働き方改革プランだったと思うのですが、小中学校における長時間勤務者の割合をお聞きます。

○山村参事兼教職員課総括課長 小中学校の状況でございます。客観的な方法により勤務時間を把握することが労働安全衛生法に基づいて義務づけられておまして、小中学校、市町村立学校においては、服務監督者である市町村教育委員会がタイムカードや出退勤管理システムの整備を行っております。市町村立学校での在校等時間の把握は、特定の月だけ把握しているとか、一部の学校だけで把握しているなど、市町村教育委員会によって把握方法が異なっております。それを県教育委員会が一様に集計することは困難な状況にあったことから、集計は行っておりません。

在校等時間の把握は、教員の負担軽減に向けた取り組みにつなげていく上での基本となるものであります。県教育委員会として、市町村教育委員会において在校等時間の把握が適切に行われるよう、これまでも働きかけておりますけれども、今後も働きかけていきたいと考えております。

○小西和子委員 1 年前に文部科学省がまとめた教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査の中に、在校等時間等の把握方法がありまして、労働安全衛生法体系で求められている理想的な手法として、IC カード、タイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法があり、これが文部科学省の求める把握の仕方です。それが岩手県は 41.2%で、全国平均の 48.2%からかなり水をあけられている状態でした。今どのような状態になっているのか、恐らく調査していないからわからないのだと思いますけれども、

ども、そんなに進んでいませんし、盛岡市などは庶務システムをエクセル等で行っているからいいのですと市教育長が全く意識もなく答弁したりしていますので、ぜひここは客観的な方法で把握できるように、全部の市町村に導入を促していただきたいと思います。

何でそんなに強く求めるのかといいますと、昨年度の教職員の病気療養状況ですが、県立学校は、114 人中 39 人が精神疾患が原因で 34%でした。これは県教育委員会から頂戴した資料に基づいています。小中学校は、203 人が病気療養中なのですが、その 104 人が精神疾患でした。51%が精神疾患です。それだけ厳しい働き方をしています。

先日、ある教員が働き方改革の関係で、みんなに自分の働き方について話をしたことがあったのですが、その教員は中学校の理科を担当していて、在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の制限時間が月、百四十何時間なのです。いつ倒れて亡くなってもおかしくないような働き方を常時行っているのです。だめだよ、朝早く学校に行くことなんてやめるのだと言っても、やることがいっぱいあるから行かざるを得ないと言っております。それはストップをかけなければならないのです。

それから、産業医がいない市町村も多いです。一番劣悪な働きを強要している盛岡市に産業医はいません。驚きです。選任についてぜひ働きかけていただきたいと思います。

したがって、在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間が月に 45 時間、年 360 時間の上限規定なんて全くざるです。全くそんなものは守られておりません。このようなことから、教職を目指す人たちがどんどん減っていることは、もうおわかりだと思いますので、そのあたりをよろしく願いいたします。

次に、3 番目、教育実習を経験していない新採用教員に対する配慮について、2021 年度に向けた岩手県公立学校教員採用候補者選考試験の校種別倍率と例年と異なる試験内容を伺います。

○高橋県立学校人事課長 公立学校教員採用候補者選考試験についてでございますけれども、2021 年度の受験倍率は、小学校 2.3 倍、中学校 3.6 倍、高等学校 7.9 倍、特別支援学校 3.1 倍でございました。

今年度の公立学校教員採用候補者選考試験は、新型コロナウイルス感染症の感染防止のために、さまざまな対策を講じながら実施しております。まず、第一次選考、いわゆる筆記試験が中心の第一次選考でございますが、三密を避ける目的から会場をこれまでの 3 会場から 4 会場にふやして実施したほか、実技試験を中止または第二次選考での実施にしました。試験期間も 2 日間から 1 日に短縮いたしました。第二次選考では、集団面接を個人面接に切りかえ、それから保健体育の実務試験は受験者同士の接触がないような種目に変更して実施しております。

○小西和子委員 全く違う公立学校教員採用候補者選考試験になったわけです。これを言わなければだめですね。小学校 2.3 倍、3 倍を切ったならば危険水域と言われているのに 2.3 倍、これはゆゆしきことだと思います。教育実習に行ったときに、こんなに遅くまで、真夜中まで仕事をするのかとまず思います。そのうち、時間外労働しても手当はつかない

のかと思います。幾ら子供が大好きでも、体がもたないと思うわけです。

2021 年度採用の教員の中には、学校現場での教育実習を経験していない方もいらっしゃると思います。講師を経験している人は大丈夫なのですけれども、何か配慮を考えていただきたいのですが、そうでなくても新採用者がばたばた倒れてやめたりしておりますので、負担にならないような方法で何かお考えがあればお聞きしたいと思います。

○**金野小中学校人事課長** 新採用教員に対しては、これまでも管理職が中心となりまして指導を担当する教員も配置し、新採用教員個々の状況に応じて、学校全体で指導、支援をしてきております。委員が御指摘のように、新型コロナウイルス感染症の影響によって、教育実習を経験せずに来年度採用となる教員があることは考えられます。そのような新採用教員に対しましては、各学校におきまして教育実習の経験がないことに配慮しながら当該教員の状況等を把握し、丁寧に指導、支援してまいりたいと思います。

○**小西和子委員** 学校現場ぐらいたと思います、4 月に入ってすぐ子供の前に立ちます。子供たちは誰が採用になったばかりの先生だとか、十何年もたった先生だとかわからないわけです。子供の前に立ったらもう先生なのです。そういう厳しい中での働き方になりますので、例えば新採用研修について、今年度は生徒とじっくりと新年度に向き合うことができるように配慮していただきました。そういうことも、ぜひ来年度もお願いして終わります。

○**上原康樹委員** 私は、学校の教育現場を下支えするもの、それから人、この 2 点について伺います。

初めに教育長に伺いますけれども、ICT 教育の導入が進められています。時代の必然のように、もうノープロブレムで、ウェルカムで ICT が教育現場に入ってきます。以前もちょっと似たような話をしたのですが、ICT を受け入れる教師の話し合いは行われているのでしょうか。それから、その中で課題というか、不安は指摘されているのでしょうか。わかりましたら教えていただきたいと思います。

○**佐藤教育長** 教育現場への ICT の導入についてですが、コロナ禍によって GIGA スクール構想が前倒しになり、県教育委員会も県立学校に ICT 機器の整備を進めてきております。特にその中でも大型提示装置は、今年度 20 校に整備することで進めておりまして、実際にそれを活用した授業も取り組まれております。実際私も盛岡第三高校での授業風景を視察しておりまして、そのときには担当している教員から話を聞く機会がありましたし、校長、副校長と話をする機会もあり、いろいろ状況を聞いております。その際には、授業で大型提示装置を自分でいろいろ工夫して活用すると、それはそれで非常にメリットもあるとのことで、具体の例なども含めて話を伺いました。例えば工業高校の電気の先生は、配線の講義をする際に、多くの生徒を前に、実際に教壇の上で作業をしてみせるのですが、生徒が集まってもよく見えない。そこで、カメラで映し各部屋の大型スクリーンで自分の手元を映すことによって、その作業をしっかりと見せることができ、子供たちを上手に指導できて非常に重宝しているとのことで、工夫して取り組まれている方々が結構多く見受け

られます。

また一方で、不安を抱えている先生もいるのではないかと思います。これは直接お話を聞いたことがまだございません。そういった流れが一気に加速してくるのではないかと不安は当然あるかと思います。市町村教育長と10月末に意見交換をする場を持ちました際に、小中学校でも1人1台タブレット端末が入ってきて、いきなり使っていかなければならないことが、教員の方々に不安あるいはさまざまなストレスとならないようにと考えているとお話ししました。ICT教育を進めていく際は、岩手県学校教育ICT協議会を設置して、県教育委員会全体で、GIGAスクール構想が進んだ場合の教員の負担軽減とか、いろいろな対応の仕方について、さまざまに検討、協議し、対応して取り組むことにしております。

○上原康樹委員 自分のオリジナルの授業の中で使う画像は、非常に有効だと思います。自分自身の授業をよりよく効果的に行う意味では大変よろしいかと思うのですが、ただ、これが、授業の内容がソフト化されて、金太郎あめのように、どの先生がやっても同じ授業になるような場合、画面をめくって、その画面の説明に簡単に触れて、どんどん、どんどんそのソフトに命じられるように先に進むという授業になるような気がします。私、実は最近だんだんとわかってきて、いろいろな研修会などで講師の先生が、自分でまとめあげたソフトを見せていく中で、結局そこに、その先生のその瞬間の肉声とか考えとかがあまり出てこずに、何を見せるかが先行してしまい、深みのない話になりがちだと感じております。それで今のような話をしたわけでございますけれども、そのようなこともありますので、今後具体的に新しい教育の道具、アイテムを使った授業の進め方を、もっともっと深くしていくことをお願いしたいと思います。

次は、スクールサポートスタッフ。スクールサポートスタッフという非常に漠然とした言葉のお仕事なのですけれども、はっきりとどういう仕事と、県教育委員会では認識されているのかお示してください。

○山村参事兼教職員課総括課長 スクールサポートスタッフにつきましては、特に新型コロナウイルス感染症対策として、国の事業を活用しまして県の補正予算で配置させていただいております。具体的には、教室内の消毒など感染症対策の業務、あるいは子供の健康観察の取りまとめとか、あと家庭との連絡補助とか、あるいは先生たちが通常行っている印刷などの事務作業などを補助することによって、先生方が先生本来の仕事ができるように補助する仕事を担う職員でございます。

○上原康樹委員 非常に人間系のお仕事の局面も多いなと感じました。岩手県内でもかなりスタッフの方が現場で活躍されているわけですが、どういう皆さんがやりたいと希望されてきますか。

○山村参事兼教職員課総括課長 具体的な採用手続は、各学校あるいは各教育事務所でやっておりまして、私自身は具体的にどのような方が応募されているかは把握しておりませんが、地域ごとに、学校とともにつき合いがある、いろいろかわりのある方が

応募していただいたり、あるいは学校に関係のある方とか、これまでかかわりのあった方などにも応募いただいたりという事例があると聞いております。

○上原康樹委員 盛岡市周辺では、8割ぐらいの学校にこのスクールサポートスタッフが配置されているとのことですが、県南地域、県北地域では、報道によりますと5割から6割程度の配備なのですけれども、どうしてこんなに地域によって差があるのでしょうか。

○山村参事兼教職員課総括課長 今回新型コロナウイルス感染症の対応で配置するスクールサポートスタッフは、全ての学校に1人ずつでございます。ですので、地域事情もばらばらでして、もともとなかなか人材が確保できないような地域についても、各学校1人ではございまして、やはり応募がある地域と、なかなか人材が確保しにくい地域が実際にございます。

○上原康樹委員 このスタッフの制度ですとか、募集のことですとか、周知されていますか。

○山村参事兼教職員課総括課長 ハローワークに募集を出しておりますし、県のホームページにも掲載しております。また、先ほども申し上げましたとおり、採用自体、勤務は各学校になりますので、全県的にPRしても、地域のそれぞれで勤めますので、盛岡市内からあるところに行くことは実際にはないわけで、やはり近くの方が学校に来て働いていただくように、先ほども申し上げましたが、学校を通じてPRするとか、市町村教育委員会でPRするとか、そのようなことでハローワークに応募していただくよう、県教育委員会、市町村教育委員会、学校が連携しながら人材の確保に努めております。

○上原康樹委員 そうしますと、このスクールサポートスタッフの仕事があることについて周知徹底を進めても、新型コロナウイルス感染症が終息したら、このスクールサポートスタッフの皆さんは、お疲れさまでしたになるわけですね。

○山村参事兼教職員課総括課長 新型コロナウイルス感染症への対応で今回各校1人ずつ配置しているスタッフにつきましては、今年度事業での配置ですので、3月までにしております。来年度以降については、先ほど御質問がありましたけれども、国で今年度の途中からと同様に概算要望で配置できるよう人数の要求を行っておりまして、今調整中でございます。

○上原康樹委員 ちょっと昔の話になりますけれども、斉藤委員ぐらいしか覚えていないのではないかなと思いますが、用務員が学校にいらっしゃいました。中には学校に泊まり込みできる居住スペースがあって、学校のいろいろな施設を修理したり、それからちょっと泣いて駆け込んでくる子供を、おお、よしよしとフォローしたり、面白い方がいらっしゃいまして、つまり地域の、学校関係者以外の方、全然教育の匂いのしない人が学校を優しく支えてくださる、そういう人材がいたのです。私はこれを見たときに、新型コロナウイルス感染症への対応とかそういうこと以上に、こういう存在は今の時代だからこそ大切にしたいのではないかと思います。中には大変事務能力の高い方もいらっしゃると思うのです、そういう人たちの持ち味を見きわめて、新型コロナウイルス感染症の感染

拡大の後も学校の手助けを、下支えをしていただけるような流れをイメージしておいてもいいのではないかと思います。ちょっと心に留めていただければありがたいと思います。終わります。

○柳村一委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 ほかになければ、これをもって教育委員会関係の審査を終わります。教育委員会の皆様は退席されて結構です。お疲れさまでした。

お諮りしますが、5時になりますが、続けてよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 そういうことで、そのまま続けさせていただきます。

休憩もなしでいいですか、休憩しますか。

○城内よしひこ委員 休憩なしで次行きましょう。

○柳村一委員長 次に、ふるさと振興部関係の議案の審査を行います。議案第1号令和2年度岩手県一般会計補正予算（第6号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第10款教育費第9項私立学校費を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○箱石副部長兼ふるさと振興企画室長 議案第1号令和2年度岩手県一般会計補正予算（第6号）中、ふるさと振興部関係の予算について御説明を申し上げます。

議案（その1）の3ページをお開き願います。ふるさと振興部関係の補正予算額は、第10款教育費、第9項私立学校費の1億1,215万円余の増額でございます。

補正予算の内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により御説明申し上げますので、お手数でございますが、予算に関する説明書の20ページをお開き願います。第10款教育費、第9項私立学校費、第1目私立学校費の1億1,215万円余の増額であります。まず説明欄の一つ目の私立学校運営費補助は、私立高等学校等における感染症拡大対策に係る普通教室等へのエアコン整備に要する経費に対し補助しようとするものであります。

次の私立学校修学旅行キャンセル料等支援費補助は、保護者の経済的負担軽減を図るため、私立高等学校等における新型コロナウイルス感染症の影響による修学旅行の中止や延期等で生じるキャンセル料等に要する経費に対し補助しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○柳村一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○城内よしひこ委員 エアコンの補助についてお伺いします。エアコンの整備補助ですが、これで私立学校の要望の教室数は全部クリアされるのかお伺いいたします。

○中里学事振興課総括課長 現在普通教室、あとは幼稚園の保育室等については、整備率、設置率が約60%となっております。あと特別教室、音楽室とか理科室といったようなものですけれども、現在整備率が約37%ですが、各学校に希望をとりまして、普通教室等につきましては99室の整備予定がありますので、これが整備予定どおり進めば約78%まで進む

ことになります。また、特別教室については、69 室が整備予定でありますので、この補助制度を活用いただければ、整備率が約 52%まで進むものと考えており、できるだけ使っていただくよう周知を図っていきたいと思っております。

○城内よしひこ委員　今回は補正予算なのですが、各県立学校もそうなのですが、今の状況で、資材が整うのか懸念されますが、そういった際の予算の繰り越しとか、いろいろな手続の対応の準備はあるのかお伺いいたします。

○中里学事振興課総括課長　今回の補助事業でございます。これまで熱中症対策等で整備を進めてきた中で、さらに加えて新型コロナウイルス感染症への対応とのことで、緊急的に整備いたしまして、来年の夏、暑くなるまでにはエアコンを導入したいと御提案させていただきます。

今年度予算ですので、今回の想定は年度内に整備できる家庭用エアコンのようなものをイメージしております。1 教室当たり補助額 60 万円を上限に、3 分の 2 の補助率で整備の支援をしますが、家庭用エアコンで、壁にはめ込み型のエアコンをイメージしております。年度内に整備することを想定しております。

○城内よしひこ委員　その際、これから発注するのでしょうか、資材が間に合うのか。事前の契約だけでそれはオーケーにするのか、設置完了まででオーケーにするのか、その辺の見通し、心積もりはあるのですか。

○中里学事振興課総括課長　補正予算をお認めいただいた後、速やかに学校にお知らせしたいと思っております。エアコンについては年度内設置が原則でありますけれども、その調達が難しいような事態も想定されますが、そのときは繰り越しも視野に考えているところでございます。

○千葉秀幸委員　城内委員と重複しないところで御質問させていただきますが、今回の補正予算額で 168 教室に設置すると認識していますが、これは、私立学校で独自に先んじて設置している学校もあるわけで、その情報を事前に確認した中での数なのでしょうか。あわせて、今回の予算に関する説明では普通教室及び特別教室と示されておりますが、職員室は対象に入るのでしょうか。

○中里学事振興課総括課長　設置を見込んでいる教室の数は 168 でございます。学校に照会いたしまして、来年度あるいは再来年度を目途に、新型コロナウイルス感染症対応を理由に整備を予定している学校について、前倒しで使っていただきたいと考えておりますので、整備対象は新型コロナウイルス感染症への対応の数で 168 教室となっております。

あと、お尋ねの職員室でございます。考え方といたしましては、私立学校のエアコン等を含む施設整備については、みずからが、学校法人の整備計画に基づいて行うものと基本的に考えております。今回の補正予算については、あくまで児童生徒の夏場の安全、安心な学校生活を主眼に考えて御提案しております。緊急的な教室への整備を促進することでございますので、職員室については補助対象としていないものでございます。

○千葉秀幸委員　9 月定例会のときに、県立高校のエアコン整備の前倒しを新型コロナウ

ウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で行い、県立学校は職員室の整備も検討していると答弁をいただいたものですから、私立学校と県立学校ではどのような違いがあるのかと思います。いずれにしても、学校としっかり意見交換をしながら、しかるべきところに設置していただきたいと思います。

次に、私立学校の修学旅行のキャンセル料についてですが、まず何校で何人のキャンセルが出たかについてお示しいただきたいと思います。

○中里学事振興課総括課長 10月23日現在の数字になりますけれども、小学校は1校、中学校は2校、高等学校が6校で計9校、修学旅行のキャンセル料が発生しております。

○千葉秀幸委員 私立学校は県立学校と違って、海外への修学旅行も多く、当然旅行代金も異なることから、幾らぐらいの補助が出るのかと気にしておりましたが、10分の10のことで、非常に感謝しております。新型コロナウイルス感染症の影響で、県立、私立関係なく家計の経済に影響が出ているので、この支援はすごく学校も、家族も助かると認識しております。今後とも必要な支援を引き続きよろしく願いいたします。

○斉藤信委員 ほとんど重なりますので、重ならないところだけお聞きをします。エアコン整備に対する補助ですけれども、60万円を上限で、3分の2補助とは、県立学校のエアコン整備の基準と比べてどうなのか。

あと、県南地域の私立高校ですが、今年度自前で整備したが、遡って対象にならないのは、ちょっと残念なことです。国の補助も使えなかった。国の補助は額が大きくて3分の1補助でした。今年度自前で整備したものが対象にならないことは残念で、私は遡って補助対象にしてもよかったのではないかと思います。もう一つは、国の補助について、やはり使い勝手がいいように見直すべきではないのか。このことについて、まずお聞きしたい。

○中里学事振興課総括課長 お答えの順番が前後いたしますけれども、まず予算成立前にエアコンを設置した学校について、対象とするかどうかでございます。先ほど千葉秀幸委員にお答えしたものと重複いたしますけれども、学校法人が施設整備については行うのが基本という考えのもとに、予算成立後に事業着手した学校法人の新型コロナウイルス感染症対策について補助対象に考えていきたいと思っております。当初から、例えば年度当初に整備した学校については、従前の熱中症対策をするために計画的に予定しておりますので、やはり今回の対象については新型コロナウイルス感染症の感染拡大への緊急的対応かどうかで、補助対象とするかどうかの線引きをさせていただきたいと思います。

あと、公立との比較ですが、公立は設置者の立場でございますので、補助というよりは直営で整備となりますので、比較はなかなか難しいのですが、例えば、補助率3分の2でございますので、90万円のエアコンを整備すれば、その上限額3分の2まで整備できる構成としております。

○斉藤信委員 今年度自前でやったところは熱中症対策だからと言うのですね。しかし、国の補助をもらっているならともかく、もらわないで、既に新型コロナウイルス感染症が

発生した中で整備しているわけです。だから、そのようなものについては、補助対象としてよいのではないかと、これは指摘としておきます。

あと、私立学校の修学旅行のキャンセルも、今答弁がありました、実施した学校はどくなっているのでしょうか。

○中里学事振興課総括課長 先ほどの国の補助の関係でございます。先ほどお答えを漏らしてしまいましたけれども、現行ですと対象となる教室も限られておりますし、あと比較的大規模なエアコン整備を対象としておりますので、今回御提案するような小規模なエアコンについても対象とするように、使い勝手のいい補助制度とするように、従前から国に対して要望しております。

それから、キャンセル料でございますけれども……

○斉藤信委員 実施したところだけ聞いている。中止したところはさっき聞いたから。

○中里学事振興課総括課長 私立中学校においては実施済み1校、それから私立高校においてはございません。実施済みは中学校1校だけでございます。

○柳村一委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって、ふるさと振興部関係の議案の審査を終わります。

次に、ふるさと振興部関係の請願陳情の審査を行います。受理番号第28号私学助成の充実強化等に関する請願及び受理番号第29号私学助成を拡充させ、教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願、以上2件は関連がありますので一括議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○中里学事振興課総括課長 では、請願陳情受理番号第28号私学助成の充実強化等に関する請願及び受理番号第29号私学助成を拡充させ、教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願について、お手元にお配りしております資料により御説明申し上げます。

まず、請願陳情受理番号第28号、項目1及び受理番号第29号、項目7の経常費助成費等の拡充等に関してでございます。資料の1番でございます。1番、国の私学助成制度を

ごらん願います。私学助成の大きな柱でございます私立高等学校等経常費助成費補助金の生徒等1人当たりの国庫補助単価であります、令和3年度文部科学省予算の概算要求においても増額要求がなされているところであります。

また、項目2番になりますけれども、私立学校運営費補助についてであります。私立学校に対する運営費補助につきましては、生徒等1人当たり補助単価を毎年度、先ほど1番の国庫補助単価、それから地方交付税単価の改定に合わせて増額しておりまして、今後も所要の予算確保に努めていきます。

次に、受理番号第28号、請願事項2のICT環境の整備に関してですが、3番をごらんください。私立学校におけるICT（情報通信技術）環境の整備につきましては、国の補助制度により継続的な支援がなされているところであります。制度の周知、活用を図り、ICT環境の整備等、教育環境の整備拡充を進めてまいります。

次に、資料の2ページをごらん願います。4番でございますが、これにつきましては、受理番号第28号、請願事項3及び受理番号第29号、請願事項5の学校施設の耐震化への補助に関してでございます。私立学校施設の耐震化につきましては、耐震診断、耐震改修及び耐震改築について、国の事業に対応した県のかさ増し補助制度を設けて支援しているところであります。

次に、受理番号第28号、請願事項4及び受理番号第29号、請願事項4の冷房設備への補助制度についてであります、5番をごらん願います。私立学校の冷房施設の整備に対する補助は、国の主な制度といたしましては、幼稚園については教育支援体制整備事業費交付金、それからイになりますが、小中高校につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として教室内の換気といった学校の衛生環境の改善を支援することによりまして、学校がクラスターとなるリスクを低減するための補助金が活用できるようになったものでございます。

3ページをおめくりいただきまして、3ページの(2)でございます。県におきましては、これまでも私立学校が活用できる補助金を周知しながら整備を促進してきております。県単独で運営費補助制度の緊急安全対策事業を創設いたしまして、保健室等への空調設備の整備に係る経費を補助してきているところであります。また、先ほど御審議いただきました12月補正予算におきましては、普通教室等に対するエアコンの整備を前倒しで支援する事業を提案させていただいております。昨今の生命にかかわる夏の猛暑に対応するために、私立学校への冷房設備の設置に向けまして、各種制度の活用を促進して、安全で安心な教育環境の整備充実に努めてまいります。

4ページにお進み願います。受理番号第28号、請願事項5、それから受理番号第29号、請願事項7の私立高等学校等の就学支援金制度並びに受理番号第28号、請願事項6の私立中学校等の生徒等への就学支援金制度についてであります。6番でございますけれども、1の(ア)ですが、国の現行の就学支援金制度では高校生等の授業料に充てるために年収910万円未満の世帯を対象に、年額11万8,800円以上で、世帯収入区分ごとに定められている

額の支援金を支給いたしております。国では支給上限額を今年度から引き上げまして、実質無償化を実現したところであります。図のように、年収 590 万円でございますが、590 万円未満の世帯の生徒等を対象に支給上限額を、矢印が上に向いていますが、私立高校の平均授業料を勘案した水準まで引き上げられております。

また、(イ)になります。私立高等学校の専攻科等への生徒への修学支援でございます。今年度から都道府県が授業料及び授業料以外の教育費について支援事業を行う場合には、その所要額を国が補助するというものでございます。

次に、5 ページをお開き願います。(2)、奨学のための給付金についてであります。低所得者世帯の高校生等に対しまして、授業料以外の学用品費等に充当するという制度でございます。

(3)でありますけれども、私立小中学生の授業料の負担軽減を図るため、平成 29 年度から令和 3 年度までの 5 年間、国の事業によりまして、年収 400 万円未満の世帯を対象に年額 10 万円を上限として支援をしております。国の 3 年度概算要求におきましても、そのための予算が盛り込まれたところでありますけれども、請願の内容については、この制度の恒久化を要望しているというものでございます。

次に、7 番をごらん願います。受理番号第 29 号、請願事項 2 及び 3 の授業料減免補助、それから入学金減免補助の関係であります。県におきましては、従前においては年収 350 万円未満世帯を対象に、国の就学支援金を超える部分への支援を行っているところでありますけれども、私立高校の授業料無償化に伴いまして、この部分が充足されております。こうしたことから、国の就学支援金の拡充の対象外となる年収 590 万円から 620 万円未満の世帯、図でいいますと四角い斜線部分でございますが、ここについて、今年度新たに県単独で減免補助を実施しております。このほか、家計急変世帯、それから不慮の事故、不慮の災害を対象とした授業料減免補助も実施しております。

6 ページをお願いいたします。(2)、入学金減免補助でございます。生活保護受給世帯の高校生等を対象に支援を行ってきております。引き続き保護者の教育費負担を軽減いたしまして、経済的に就学が困難な生徒の支援に努めてまいります。

このほか、(3)、被災幼児、児童生徒に対する支援についても、これまで入学選考料、入学金、授業料及び施設整備費等の助成を行ってきたところであります。これとともに、被災高校生の場合には、学びの希望基金を活用いたしまして、教科書、制服等に係る費用を給付しております。また、30 年度からは大学等への進学のための一時金も給付しております。

最後に、受理番号第 29 号、請願事項 6 の新時代を拓く特色ある学校づくり推進事業に関してであります。8 番でございます。この補助は、私立高校における特色ある教育を進めるために、全国に先駆けて、昭和 55 年度になります。県単独で創設した事業でございます。スポーツの強化、国際交流、郷土芸能活動の促進など、特色ある教育活動を支援しているところであります。平成 20 年度以降、1 億 5,000 万円の補助額を確保してきており

ます。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○柳村一委員長 これらの請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○城内よしひこ委員 説明ありがとうございます。5番の耐震化、耐震改築事業補助ですが、まだ耐震化を行っていないところがあるとのことで、支援を延長するよう陳情があったのだと思うのですが、残りあと何校くらいあるのか、わかりますか。

○中里学事振興課総括課長 まず、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の区分になりますが、現在の耐震化率が87.5%、それから幼稚園等につきましては88.9%で、合わせますと88.3%の耐震化率の状況でございます。数につきましては、棟数単位になりますけれども、合計で162棟ありますが、耐震性のある建物が143棟ですので、耐震化率が88.3%の状況でございます。

○千葉盛委員 6ページの8番なのですけれども、前回もお聞きしたのですけれども、そのときに2005年に近づけるように努力したいとのことでしたけれども、このとおり2008年から金額が変わっていないのですけれども、現実的にどういう状態なのか教えていただければと思います。

○中里学事振興課総括課長 この事業につきましては、現在3年度予算に向けて予算の作業を行っております。私立高校においては、令和3年度から令和7年度までの5年間を期間とする中期計画を新たに策定をする状況でございます。その中で、特色ある教育についても中期計画に盛り込むことで、計画策定作業を進めると聞いておりますので、そういった高校等の状況も聞きながら、必要な額について検討していきたいと考えておりますので、現時点でどれぐらいかは、済みませんが、お答え申し上げられません。

○柳村一委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 ほかになければ、これらの請願の取り扱いを決めたいと思います。

まず、受理番号第28号私学助成の充実強化等に関する請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 採択という意見がありますけれども、ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 全員が採択で、御異議なしと認め、よって本請願は採択と決定いたしました。

次に、受理番号第29号私学助成を充実させ、教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 全員採択で、御異議なしと認め、よって本請願は採択と決定いたしました。

た。

ただいま採択と決定いたしました請願につきましては、国に対し意見書の提出を求める項目がありますので、本定例会に委員会発議したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、意見書の文案を検討いたします。当職において原案を作成いたしましたので、事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○柳村一委員長 ただいまお手元に配付しました意見書案をごらんいただきたいと思えます。お目通しはよろしいでしょうか。

○斉藤信委員 国への請願項目は全部組み込んでいるのでしょうか。

○柳村一委員長 はい。

これについて御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 なければ、これをもって意見交換を終結いたします。

お諮りします。意見書案は原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 異議なしと認め、意見書案は原案のとおりにすることに決定いたしました。なお、文言の整理等については当職に御一任願います。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 なければ、これをもってふるさと振興部関係の審査を終わります。ふるさと振興部の皆様は退席されて結構です。お疲れさまでした。

委員の皆様には、次回の委員会運営等について御相談がありますので、少々お待ち願います。

それでは、次回の委員会運営についてお諮りいたします。次回、1月に予定しております閉会中の委員会についてであります。所管事務の調査を行いたいと思えます。調査項目につきましては、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた本県の取組についてといたしたいと思えますが、これに御異議ありませんか。

○斉藤信委員 追加して、さっきも質疑があったのですが、令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果についてというのが10月23日に出ています。これは文部科学省の調査なのだけれども、岩手県版は岩手県版で出されるので、こういうものはやはり文教委員会に報告をされて、教育の重要課題の一つですから、きちんと委員会でも議論することが必要だと思うので、追加してこの課題を取り上げていただきたい。

○柳村一委員長 ただいま御意見がありましたけれども、今の点よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 それでは、ただいまの御意見を踏まえ、調整を行いたいと思います。

暫時休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○柳村一委員長 会議を再開いたします。

ただいまの御意見を踏まえて調整を行いたいと思います。なお、詳細については当職に御一任願います。

追って、継続調査と決定いたしました件につきましては、別途、議長に対し閉会中の継続調査の申し出を行うことといたしますので、御了承願います。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。当委員会の12月の県内・東北ブロック調査についてであります。お手元に配付しております令和2年度文教委員会調査計画案のとおり実施することとし、調査の詳細については当職に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 異議がないようですので、さよう決定いたします。追って通知いたしますので、御参加お願いいたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。